



第3次時津町男女共同参画計画

令和4年3月策定

計画期間：令和4年度～令和8年度

男女共同参画社会の実現に向けて



本町では、「男女共同参画社会の実現」を目標として、平成17年5月に「時津町男女共同参画計画～男女に学び^{とも}ともに築こう 参画社会～」を策定いたしました。その後、社会状況の変化等に対応するため、平成27年2月に第2次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、大規模な自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、地域社会の持続可能性にとって脅威となりうる変化や新たな課題が生じ、人々の価値観や働き方、生活様式は大きく変化し、多様化しています。

このように社会経済情勢が大きく変化する中であっても、「男女共同参画社会基本法」の基本理念である「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、本町にとりましても大変重要な課題となっています。

こうしたことから、これまでの計画の進捗状況等を踏まえつつ、社会経済情勢の変化など新たな課題に対応し、時代に則した施策を本町が推進していくための指針として、「第3次時津町男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画では、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」、「女性の活躍による地域社会の活性化」、「職場・家庭・地域における男女共同参画の推進」、「男女の人権が尊重され、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」の4つを施策の基本目標に掲げ、様々な施策に取り組んでまいります。

本計画をより実効性のあるものにするためには、行政はもとより、事業者、関係団体の皆さま、そしてなにより町民の皆さまお一人お一人が互いに協力・連携して取り組んでいくことが大切ですので、本計画の推進についてなご一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました時津町男女共同参画推進委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力いただいたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和4年3月

時津町長 吉田 義徳

目次

第1章 第3次時津町男女共同参画計画の策定にあたって	1
第2章 計画の基本的な考え方	3
第3章 施策の基本目標	6
第4章 施策の体系	7
第5章 計画の内容	8
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	8
1. 制度・慣行の見直しと意識の改革	8
2. 男性にとっての男女共同参画の推進	10
3. 子どもにとっての男女共同参画の推進	12
II 女性の活躍による地域社会の活性化	14
1. 施策・方針決定過程への女性の参画拡大	14
2. 女性の経済的地位と能力の向上	16
III 職場・家庭・地域における男女共同参画と女性の活躍推進	18
1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	18
2. 男女の均等な機会と待遇を確保する雇用・環境の整備	21
3. 地域社会における男女共同参画の推進	24
IV 男女の人権が尊重され、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現	26
1. あらゆる暴力の根絶	26
2. 生涯を通じた女性の健康支援	28
3. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	30
4. 防災における男女共同参画の推進	32
第6章 計画の推進体制	34
資料編	35
時津町男女共同参画推進委員会委員名簿・策定経過	35
時津町男女共同参画推進委員会設置条例	36
時津町男女共同参画に関するアンケート調査	38
男女共同参画社会基本法	55
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	68
用語説明	77

第1章 第3次時津町男女共同参画計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念等を踏まえ、平成17年5月に「時津町男女共同参画計画」、平成27年2月に「第2次時津町男女共同参画計画」を策定し、以降、国・県・近隣市町と連携しつつ、地域とともに男女共同参画社会の実現を目指して、総合的かつ計画的に様々な施策を推進してきました。

そのような中、国においては急速な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性の確保に対応するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に制定されました。また、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。

県においても、国の動向を踏まえつつ、「個人が性別にかわりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、令和3年3月「第4次長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、県内における男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる環境づくりが進められています。

こうした状況の中、本町においては、「第2次時津町男女共同参画計画」の計画期間が令和3年度で終了することから、次期計画の策定に向けて、令和2年12月にアンケート調査を実施しました。調査結果の分析によると、男女の性別による固定的な役割分担意識は改善傾向にあるとはいえ、根強く残っており、今後も周知啓発をはじめとして、様々な支援に取り組む必要があります。

本町では、前計画の計画期間終了に伴い、男女共同参画をめぐる国・県の動きや、社会経済情勢の変化、またこれまでの計画の取組の進捗状況を踏まえ、時津町における課題に対応しながら男女共同参画を推進していくための指針として本計画を策定することとしました。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」並びに「女性活躍推進法」に基づく計画です。
- (2) この計画は、「第6次時津町総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）を上位計画とし、町の各種計画と整合性を図っています。
- (3) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画」との整合性を図りながら、これまでの進捗状況や本町の現状、特性を踏まえ策定しています。
- (4) この計画は、令和2年12月に実施した時津町男女共同参画アンケート調査（回収率38.15%、町全域2,000人無作為抽出）（以下「アンケート調査」という。）の結果を踏まえて策定しています。
- (5) この計画は、時津町男女共同参画推進委員会の提言に基づき、男女共同参画社会を実現するため、町全体で取り組むべき指針として策定しています。

3 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施行の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画が目指す社会

前計画では、基本理念として「男女に学び^{とも} ともに築こう 参画社会」を掲げています。本計画においても前計画の基本理念を引き継ぐとともに、時津町における問題点を一つ一つ解消し、住民の一人一人が自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指します。

2 家庭・地域における男女共同参画の重要性

男女があらゆる場に参画することができる社会の実現のためには、最も身近な暮らしの場である家庭・地域における男女共同参画の推進の取り組みが不可欠です。男女が共に家庭生活や地域生活に参画し、豊かな生活をおくることができるよう、家族が互いに尊重し協力しあって家事、育児、介護などに取り組む必要があります。

また、地域における高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加に対応していくためには、地域における女性の参画を一層進め、特定の性や年齢層で担われがちな地域おこしやまちづくり等への男女双方の参画によって、男女共同参画の視点を反映させることが重要です。

3 行政としての取組

男女共同参画社会の実現のために、雇用、産業、教育、文化、健康、福祉、地域づくりや防災など社会のあらゆる分野にわたる取り組みが必要です。行政として、町における政策・方針の決定や実施に際し男女共同参画の視点を反映させるとともに、関係部門の横断的連携による総合的な取り組みに努めます。

4 事業者・各種団体との協働

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域における取り組みの一方で事業者や各種団体の役割も重要です。特に事業者においては、雇用面における男女間格差の解消や次世代育成支援に向けた取り組みを推進することで、男女共同参画の一層の加速が期待されます。

行政として情報提供や必要な支援を行うなど事業者・各種団体等と密接な連携を図り協働して計画の遂行に努めます。

5 重点課題

これまでの取り組みの総括と計画策定時における国、県の動向並びに本町の現状を踏まえ、本計画の重点課題を次のとおり設定し計画に反映します。

- 男女共同参画を男性の視点から捉えることが必要であり、働き方の見直しや介護の問題など直面する社会の諸課題に対応するためにも男女共同参画の理解に向けた男性に対する働きかけを強化します。
- 次代を担う子どもたちが健やかに育ち幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。
- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用すること、とりわけ経済社会において女性がその能力を十分に発揮して参画することができるよう、その環境づくりに努めます。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*1}は、男女共同参画社会の実現のために不可欠ですが、県民意識調査やアンケート調査の結果をみると、仕事、家庭、地域への関わり方については本人の希望と現実との間に大きな開きがあるのが現状です。仕事と家庭・地域生活の両立支援や、家庭・地域生活における男女共同参画の推進に取り組みます。
- あらゆる暴力は重大な人権侵害であることから、暴力を容認しない社会的認識の普及と防止対策・被害者支援の充実に取り組みます。
- 災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された対応を行うことが重要です。女性の視点からの防災等の取組を促進するため、避難所等における性暴力・DV^{*2}の防止や、意思決定の場への女性の参画等、女性の視点に立った被災者支援の推進などに取り組みます。

6 SDGs

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までに到達すべき国際社会全体の目標のことで、17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げています。

特に次に掲げる6つの目標は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策

の方向性とも重なっていることから、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進につながります。

なお、本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標は次のとおりです。

目標 01	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 03	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 04	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標 05	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標 08	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標 10	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 施策の基本目標

時津町の男女共同参画の実現のために次の4つの基本目標を掲げ、各種施策を推進します。

I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

性別による固定的な役割分担意識^{*3}や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)^{*4}は徐々に解消されているものの、職場、家庭、地域などに依然として存在しています。

男女共同参画社会の実現には、女性への支援のためだけではなく、あらゆる立場の人々にとって必要であるという意識を広く社会に醸成していくことが必要ですが、特に男性や次世代を担う子どもたちに対する男女共同参画についての理解の推進、意識の啓発が重要です。

固定的な性別役割分担意識の解消及び固定観念の打破に向け、男女を問わず、あらゆる世代にとって、わかりやすく具体的な内容の広報・啓発活動に取り組みます。

II 女性の活躍による地域社会の活性化

女性が能力を十分に発揮して社会に参画する機会を増やすことは、地域社会の活性化を進める上で非常に重要です。

これまで特定の分野でしか活躍の場がなかった女性の能力が、十分発揮されるように地域や職場における男女共同参画の推進に取り組みます。

III 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、職場・家庭・地域のそれぞれの場において、男女がともに参画し、責任を担うことが必要です。

企業における男女雇用機会均等法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、育児・介護休業法など関係法令の定着促進や働き方の見直しなどを進め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を目指すとともに、地域社会における男女共同参画の推進を支援します。

IV 男女の人権が尊重され、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

男女の人権を尊重する社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶に向けた施策や、妊娠や出産など男性と異なるライフサイクルを持つ女性への生涯を通じた健康支援に取り組みます。

また、ひとり親家庭、高齢者や障害のある人など、生活上の困難を抱える男女が安全で安心して暮らせる社会を目指します。

第4章 施策の体系

基本目標	施策の方向	具体的な施策
I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	1. 制度・慣行の見直しと意識の改革	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進
	2. 男性にとっての男女共同参画の推進	(1) 男性に対する啓発 (2) 男性に対する支援
	3. 子どもにとっての男女共同参画の推進	(1) 学校における男女平等教育の推進 (2) 適切な性教育の実施 (3) DV予防教育の実施
II 女性の活躍による地域社会の活性化	1. 施策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 町の審議会等委員への女性の積極的な登用 (2) 町における女性職員の登用促進 (3) 事業所・各種団体における女性の参画促進
	2. 女性の経済的地位と能力の向上	(1) 女性の能力開発への支援 (2) 農林水産業及び商工業等自営業における女性の自立支援
III 職場・家庭・地域における男女共同参画と女性の活躍推進	1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し (2) 家庭における男女共同参画の推進 (3) 子育て支援策の充実
	2. 男女の均等な機会と待遇を確保する雇用・環境の整備	(1) 男女雇用機会均等の推進 (2) ハラスメント防止対策の推進 (3) 再就職希望者及び短時間労働者に対する支援
	3. 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 男女協働による地域コミュニティの活性化 (2) 国際理解と国際協力の推進
IV 男女の人権が尊重され、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現	1. あらゆる暴力の根絶	(1) 男女の人権を守る啓発運動の推進 (2) 配偶者等からの暴力の予防と根絶
	2. 生涯を通じた女性の健康支援	(1) 生涯を通じた女性の健康支援 (2) 妊娠・出産に関する健康支援
	3. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) ひとり親家庭の生活の安定と自立促進 (2) 高齢者や障害のある人への支援
	4. 防災における男女共同参画の推進	(1) 防災における男女共同参画の推進

は、時津町における「女性活躍推進計画」とする。

第5章 計画の内容

基本目標：Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

1. 制度・慣行の見直しと意識の改革

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、各分野における男女の平等感について、男女とも約半数の方が「男性が優遇されている」と感じています。分野別にみると「職場」「地域社会」においては、約50%の方が「男性が優遇されている」と感じており、「政治の場」においては、約80%の方が「男性が優遇されている」と感じています。平成27年と令和2年のアンケート調査を比較すると「男性が優遇されている」と感じている人の割合は、僅かに減少していますが、依然として高い水準にあります。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では、「反対45.0%」が「賛成14.5%」を上回っており、男女別にみると男性では、平成27年のアンケート調査は賛成が反対を上回っていましたが、今回は「反対36.8%」が「賛成21.8%」を上回り、女性では「反対49.9%」が「賛成10.3%」を大きく上回っています。

少子・高齢化の進展などこれからの社会状況の変化に対応していくためには、男女共同参画社会実現が不可欠であり、あらゆる分野の人々にとって重要な課題であると理解を深めていく必要があります。

【具体的な施策】

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

① わかりやすい広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解が深まるよう、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開します。また、さまざまな機会を通じて制度の普及・促進と意識の啓発に努めます。

(企画財政課)

② 学習・研修の機会と情報の提供

県の男女共同参画推進センターや関係機関と連携を図り、住民や事業所等を対象とした講演会やセミナーを開催するなど、学習・研修機会の提供に努めます。

(企画財政課)

③ 固定的な性別役割分担意識の解消等のための意識啓発

「固定的な性別役割分担意識の解消」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識」を図るため、広報や学習機会の提供などを通じて、意識啓発を行います。

（企画財政課）

2. 男性にとっての男女共同参画の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、家庭内の仕事の分担について、ほとんどの項目で「主に妻」が最も多くなっていますが、平成27年と令和2年のアンケート調査を比較すると、家事や介護については、「主に妻」が減少しています。

引き続き、男性も家事や育児、介護を分担することへの意識向上や、これらの無償労働に対する適正な評価、暴力をゆるさない環境への意識づくり、男性にとっても男女共同参画が有益であることの理解促進など、特に男性を対象とした意識の啓発が重要です。

そのためには、男性が家庭生活や地域生活に関わることができるよう、職場環境の改善、学習機会の提供や男性に対する相談体制の整備などが必要です。また、男性の生活をより豊かにするため、高齢男性の家庭生活・自活能力の向上も重要な課題です。

【具体的な施策】

(1) 男性に対する啓発

① 男性に対する子育ての啓発

男性の育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）について、母子手帳交付時に説明して、男性の積極的な子育て参加の啓発を推進します。

（国保・健康増進課）

② 女性等に対する暴力の予防啓発

女性等に対する暴力について、予防のための啓発を行います。

（企画財政課、福祉課、高齢者支援課）

(2) 男性に対する支援

① 男性の家庭生活・自活能力の向上のための支援

特に中高年層の男性を対象とした家庭教育、料理教室や介護する方の集いの場の提供など、男性の家事・育児・認知症等に対する介護への参画と自活能力の向上に努めます。

（社会教育課、高齢者支援課）

② パパ・ママ学級やのびのび・すくすく倶楽部などの子育て支援講座への父親の参加促進

パパ・ママ学級、のびのび・すくすく倶楽部への参加などを通じて、父親としても意識を高め、スムーズに子育てへの参加ができるように支援します。

(国保・健康増進課、社会教育課)

③ 男性に対する相談体制の周知

男性が、男性であることで負っている社会的重圧や悩みなどについての相談に対応するため、県の男女共同参画推進センターと連携し、相談窓口の周知を図ります。

(企画財政課)

3. 子どもにとっての男女共同参画の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果によると、「学校教育」における男女の平等感について、約50%の方が「平等」と感じており、男女別では、男性で52.1%、女性で46.3%と、大きな差異はみられませんでした。また、男女共同参画を推進する家庭教育について「男女の区別なく家事を身に付けさせる必要性」では95.8%の方が「必要」と感じています。「高校や大学受験・その他の進路に関する男女の区別の必要性」では80.1%の方が「必要でない」と感じています。

次代を担う子どもたちが、その個性と能力を発揮できるように育てていくため、子どもの頃から男女共同参画について理解し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める必要があります。

さらに子どもたちが健全に育つために、その健康状態や性差に応じて適切な自己管理ができるような、健康教育・性教育・DV予防教育の推進も重要な課題です。

【具体的な施策】

(1) 学校における男女平等教育の推進

① 男女平等を推進する教育・学習

学校教育においては、子どもの発達段階に応じて人権尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど男女共同参画の視点に立った教育・指導の充実を図ります。

(学校教育課)

② 教職員の研修

教育に携わる全ての職員が、男女共同参画の基本理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう研修により理解の徹底に努めます。

(学校教育課)

③ 家庭科教育の充実

家庭科教育においては、男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性について認識させるなど、男女共同参画の視点に立った学習指導の充実に努めます。

(学校教育課)

④ 生涯を見通したキャリア教育の推進

進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童生徒一人一人が望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度を育てるよう指導に努めます。

(学校教育課)

⑤ 児童生徒の多様な進路選択のための支援

理工系分野をはじめ、男女の比率に偏りがある職種への進路選択が妨げられないことがないよう、発達段階に応じた適切な情報を提供するなどして、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援に努めます。

(学校教育課)

(2) 適切な性教育の実施

思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識し、自ら健康管理を行うことができるよう、学校・家庭・地域・専門機関が連携し、発達段階に応じた適正な性教育の実施に努めます。また、学校における性教育については、学習指導要領に基づき、科学的な知識や生命の大切さ、また、人権尊重、男女平等の実現に向けた取組みなどについて、発達段階に応じ適切に実施に努めます。

(学校教育課)

(3) DV予防教育の実施

配偶者等からの暴力やデートDV^{*5}などあらゆる暴力を未然に防ぐため、専門機関と連携しながら学校におけるDV予防教育を実施し、知識の啓発と普及に努めます。

(企画財政課、福祉課、学校教育課)

基本目標：Ⅱ 女性の活躍による地域社会の活性化

1. 施策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、多様な人材の能力を活用するとともに新たな視点や発想を取り入れていくことが極めて重要です。

女性は人口の約半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担いながらも、施策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調で女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況であり、男女共同参画基本法の制定から20年余りを経過した現在もなお大きな課題となっています。

政府は、男女共同参画基本計画（第5次）（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、令和7年における市町村の審議会等委員に占める女性の割合の目標を「40%以上60%以下」と設定しています。

令和2年度における地方自治法第202条の3に基づく時津町の審議会等における女性委員比率は32.6%、同法第180条の5に基づく女性委員比率は21.7%となっており、前計画策定時（平成26年度：202条の3は24.8%、180条の5は10.7%）から大幅に増加していますが、引き続き、積極的な登用を図る必要があります。

また、男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるよう、町においても個々の能力に応じて女性職員の職域の拡大や管理職への積極的な登用を進めるとともに、事業所や各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

【具体的な施策】

(1) 町の審議会等委員への女性の積極的な登用

① 女性の登用推進

女性のいない審議会等の解消と男女の委員比率が国の成果目標に近づくように、女性委員の積極的な登用や選考に努めます。

(審議会等所管課)

② まちづくりへの女性の参画促進

審議会等の委員選定に際し、女性の積極的な選考に努めます。また、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体への理解と協力を求めるなどの取り組みを推進します。

(審議会等所管課)

③ 女性の参画状況の調査

審議会等における女性の参画状況について、定期的に調査を行うとともに、積極的な女性の登用について関係課への協力を要請します。

(企画財政課)

(2) 町における女性職員の登用促進

① 職員の意識改革

会議や研修会への参加、情報の提供等を通じ、全職員に対する男女共同参画の的確な趣旨の周知と浸透に努めます。

(企画財政課)

② 町における女性の登用促進

偏見や慣習にとらわれることなく、女性職員に対し多様な職務への従事を通して豊富な経験を積ませる中で、職務に対する意欲と能力の向上とともに積極的な採用・登用・職域拡大に努めます。

(総務課)

(3) 事業所・各種団体における女性の参画促進

① 事業所・各種団体における女性の参画促進

女性の登用につながる職場環境づくりや女性人材の育成、女性の能力や視点を生かした組織づくり等、男女共同参画の成功事例の情報収集と提供により、事業所や各種団体における男女共同参画が促進されるよう啓発に努めます。

(企画財政課)

② 地域活動団体への啓発

自治会や自治公民館、PTA等、地域で活動する団体において、女性が方針決定の場に参画し、役員として登用が図られるよう啓発を進めます。

(地域活動団体関係課)

2. 女性の経済的地位と能力の向上

【現状と課題】

これまで活躍の分野が比較的限定されがちだった女性が、その能力を十分に発揮して社会に参画する機会を増やすことは地域社会の活性化を図る上で非常に重要です。

一方で、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、再就職の困難さも相まってパートタイム労働、派遣労働などへ女性が流入し、非正規雇用での女性の割合は男性をはるかに上回る現状です。また、このことは女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因にもなっています。

また、農林水産業や商工業など自営業の分野における経営や方針決定過程等への女性の参画は依然として少なく、家族経営にありがちな不明確な労働条件等により女性が持つ能力が適正に評価されていない中、働きに応じた報酬の確保や資産の形成を図るとともに、女性自身の参画意識や技術・経営管理能力の向上を図っていく必要があります。

性別による固定的な役割分担意識や慣習などから、限られた経験しかない女性が本来の能力を発揮できないまま消極的な人生を送ることは、男女共同参画社会の実現に大きな妨げとなる上、女性自身の経済的自立や能力開発への意欲を阻害するものです。

女性の能力開発と経済的な自立を支援し、推進させることによって地域社会の活性化を図っていかねばなりません。

そのためには、まず女性自身が自立した個人としての意識を持ち、地域社会参画に向けた自身の能力開発への意欲を高めていくような学習機会の提供や地域社会参画を目指す女性の取組を積極的に支援していくことが必要です。

【具体的な施策】

(1) 女性の能力開発への支援

① 女性の人材を育成する機会の充実

女性自身が身近なところから政治・経済・社会政策などへの関心を深め、自身の能力や感性を地域や社会で活かすことができるよう、女性を対象としたセミナーの開催など学習機会の充実と情報提供に努めます。

(企画財政課、社会教育課)

② 地域社会参画を目指す女性への支援

地域における女性の新たな活動機会の創出や地域資源を生かした6次産業^{*6}等への参画に取り組む女性の活動を支援します。

また、関係団体・グループ相互の学習交流や活動交流を通じて、技術・能力の向上を図り、あらゆる方針決定過程の場へ女性が積極的に参画できるよう支援します。

(企画財政課、社会教育課、産業振興課)

③ 女性の起業等社会進出への支援

県産業労働部や商工会などと連携し、創業・起業セミナーなど女性の起業等社会進出に資する情報提供を行います。

(産業振興課)

(2) 農林水産業及び商工業等自営業における女性の自立支援

① 女性の経済的地位の向上

家族経営・小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など就労環境改善に向けた啓発と家族経営協定^{*7}や就業規則の整備について普及・促進に努めます。

(産業振興課)

② 技術・経営管理能力の向上

研修や交流の機会を通じ、経営管理能力や技術の向上を図ります。

(産業振興課)

基本目標：Ⅲ

職場・家庭・地域における男女共同参画と女性の活躍推進

1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

【現状と課題】

国が推進している「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、住民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義されています。

アンケート調査の結果によると、「ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか」については、「知らない」が40.3%、「言葉は聞いたことがある」が33.9%、「内容を知っている」が23.9%となっています。認知度は徐々に高まってきましたが、研修会や講演会等の開催を通して、さらに住民への周知を図るとともに、その実現に向けた取組も必要です。また、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直すことは、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要で、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。

令和元年度県民意識調査によるとワーク・ライフ・バランスの望ましい形は、男女ともに6割を超える方が「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」と回答していますが、現状は3割程度となっており、希望と現状では差がみられます。

また、制度面については、近年では育児や介護を行う労働者の仕事と家庭との両立をより一層推進するため、「育児・介護休業法」^{*8}（平成3年制定）が近年では令和元年に改正され、さらに令和3年6月には、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できる雇用環境を整備するため再度改正されました。

引き続き、育児・介護休業制度や短時間勤務制度導入の普及啓発を図るとともに、運用面の充実や休暇を取得しても不利にならない保障などきめ細やかな対策を事業所に働きかけていくことが必要です。

男女がともに仕事と家庭生活を両立し、安心して子どもを産み育てられる社会を築くためには家族が互いに尊重し協力し合って家事、育児、介護に取り組む必要があります。また、長時間労働の抑制や多様な働き方の普及、子育て支援策の充実など職場を取り巻く環境の整備も進めていかなければなりません。

【具体的な施策】

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

① 働き方の見直しと意識啓発

- 町内の事業所に対し、商工会と連携し一般事業主行動計画^{*9}の策定に取り組むよう、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の周知を図ります。

(企画財政課)

- 子育てと仕事の両立を積極的に推進している企業を社会的に評価し取組の促進を図るとともに、広報等により広く周知を図り、意識啓発に努めます。

(産業振興課)

- 男性、女性を問わず育児休業・介護休業等を取得しやすい職場環境をつくります。

(企画財政課、総務課)

- 男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%に、平均日数を2日以上にします。

(総務課)

- 職場優先の環境を見直し、地域における子育て活動やボランティア活動などに積極的に参加し、地域に貢献できるような職場環境をつくります。

(企画財政課、総務課)

- 一事業所として、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「時津町特定事業主行動計画」を全職員に周知し、協力し合える職場環境をつくります。

(総務課)

② 子育て支援のための環境整備の促進

- 「時津町子ども・子育て支援事業計画^{*10}」に基づき、通常保育はもちろん、一時預かり事業、病児保育事業^{*11}、子育て短期支援事業^{*12}、地域子育て支援拠点事業^{*13}、ファミリー・サポート・センター事業^{*14}、放課後児童健全育成事業^{*15}など、多様なニーズに対応した子育て支援の拡充を図ります。

(福祉課)

- お遊び教室^{*16}や離乳食教室、乳幼児相談などを通して、子育て中の仲間づくりを促進します。

(国保・健康増進課)

- 妊婦健診や乳幼児相談、乳幼児健診、母子保健推進員活動などの母子保健事業の充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに積極的に取り組みます。

(国保・健康増進課)

③ 介護支援のための環境整備の促進

- 地域包括支援センター^{*17}における総合相談窓口を充実します。 (高齢者支援課)
- 広報等を通して介護保険サービスの情報提供に努めるとともに、認知症の方を介護している家族の相談や意見交換、交流を図り、家族介護者の心身の負担軽減を図ります。 (高齢者支援課)

(2) 家庭における男女共同参画の推進

① 啓発と学習機会の充実

- 家族が互いに尊重し協力し合って家事・育児・介護などに取り組むよう、広報等による啓発やセミナー、講座の開催等生涯を通じた多様な学習機会の提供に努めます。
- (企画財政課、社会教育課、国保・健康増進課、高齢者支援課)

(3) 子育て支援策の充実

① 多様化するニーズに対応した保育サービスの充実

- 一時預かり事業、病児保育事業、障害児保育や子育て短期支援事業など多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努めます。 (福祉課、保育所)
- 児童館や放課後児童クラブを充実し、子どもたちの放課後の遊びや保育を提供します。 (福祉課)
- 保育所の施設・人的配置を考慮し、可能な限り児童を受け入れ、待機児童ゼロを目指します。 (福祉課)
- ファミリー・サポート・センターによる柔軟なサービスについて周知し、利用を促進します。 (福祉課)

② 地域子育て支援拠点事業の拡充

- 子育ての不安などを解消するため、相談・情報交換の場として地域子育て支援センターや親育ち講座（NP講座）^{*18}を広く提供するとともに、各保育園や地域における関連サークル等との連携を深め、センター事業の充実強化を図ります。
- (福祉課、保育所)

③ 子育てバリアフリーの推進

- 妊婦・子ども及び子ども連れの人が利用する公共施設の整備を図ります。
- (各施設管理課)

2. 男女の均等な機会と待遇を確保する雇用・環境の整備

【現状と課題】

アンケート調査の結果では、女性が職業を持つことについて「結婚・育児に関係なく仕事をもちつづけるべき」（継続就業型）が52.3%となっており、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがいい」（一時中断型）の26.3%を大きく上回っています。このほか、「結婚するまでは職業をもったほうがいい」（7.8%）となっており、一時中断型、継続就業型ともに男女差がありませんでした。

男女雇用機会均等法^{*19}の改正等により、制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用形態などには依然として男女格差があり、第一子出産前後の女性の継続就業率は上昇しているものの、第一子出産を機に約5割の女性が離職するなど法が目指す職場環境が未だ整っていないのが現状です。男女雇用機会均等法の更なる普及・促進を図り、雇用条件や就業環境の整備、性別による格差や役割分担意識を見直すとともに、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、結婚や出産をしても女性が働き続けられるような体制と職場環境づくりが必要です。

アンケート調査の結果では、女性の16.1%がセクシュアル・ハラスメント^{*20}を経験したことがあるという結果が出ています。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、性別による解雇・昇級差別と同じように、労働者の能力発揮の妨げにつながっており、防止対策の徹底を図っていく必要があります。

また、妊娠、出産等によって就業を中断した女性がそれまでの就業経験を生かしつつ再就職、再就業が可能となるような支援や、パートタイム労働者をはじめとする非正規雇用労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図る啓発に取り組みます。

【具体的な施策】

(1) 男女雇用機会均等の推進

① 男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及・促進

男女雇用機会均等法に関する法令や情報について、男女雇用機会均等月間などの機会を活用し、制度の普及・促進に努めます。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び国の認定制度等について、関係機関と連携して周知を図ります。

(企画財政課)

② 働く女性の妊娠・出産に関わる保護

妊娠出産に関わる産前産後休暇・育児休業、短時間勤務等に関する規定の整備を進め、女性が妊娠中及び出産後も安心して働ける環境を整備します。

(企画財政課、総務課)

③ 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止の周知

女性労働者が、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いを受けないよう、関係する法令及び指針の周知を図ります。

(企画財政課、総務課)

(2) ハラスメント防止対策の推進

① 事業所への普及啓発

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{*21}、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント^{*22}等の防止のため、関係法令等の普及に努め、啓発を図ります。

(企画財政課)

② 町における取組

一事業所として、時津町職員のハラスメントの防止等に関する訓令に基づき、庁内にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等に対する相談窓口を設置し、事件の未然防止と早期解決を図ります。

(総務課)

(3) 再就職希望者及び短時間労働者に対する支援

① 女性の再就職のための学習・能力開発支援

子育て中の再就職希望者の学習・能力開発を支援するため、講座やセミナー開催時の託児室設置に努めます。

(開催所管課)

② 子育て中の女性の求職活動支援

子育て中の再就職希望者の求職活動を支援するため、一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用促進など、ニーズに合った保育サービスの提供に努めます。

(福祉課)

③ 女性の再就職への支援

ハローワークなどと連携し、女性の再就職についての情報提供に努めます。

(産業振興課)

④ 適正な雇用に向けた取組

パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者などの雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理、正規雇用労働者との均等・均衡待遇等についての改善を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律等関係法令の周知に努めます。

(産業振興課)

3. 地域社会における男女共同参画の推進

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化の進展により、地域における人間関係の希薄化が懸念されています。家庭・地域における子育て、介護、教育への機能の低下や家族の孤立化は、そのまま地域社会の活力の低下の大きな要因となっています。

こうした中、行政だけではなく住民一人一人が加わって、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画が不可欠です。男女がともに地域社会の一員として、地域活動やNPO^{※23}・ボランティア活動に積極的に参画し、新たな視点で暮らしに密着した課題や地域の活性化に取り組んでいかなければなりません。

今後とも、地域の文化や産業を男女共同参画の視点を踏まえた新たな視点で見直し、地域おこしやまちづくり、観光、環境保全を通じて、住民相互あるいは地域に住む外国人との交流を深めながら、地域や地域経済の活性化を図っていくことが必要です。

さらには、国際社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献するため、国際交流や国際協力の分野において国を超えた相互の信頼関係や友好協力関係の緊密化に努めます。

【具体的な施策】

(1) 男女協働による地域コミュニティの活性化

① 地域活動への参画促進

ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、誰もが地域活動やボランティア活動へ参加できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。

(企画財政課)

② 職場環境の整備

地域での各種行事に参加しやすいように職場環境の整備を図ります。

(企画財政課、総務課)

③ NPO・ボランティア活動への参加促進

NPO・ボランティア活動に関する広報・情報提供・啓発を行います。

(企画財政課、福祉課)

④ 地域防犯活動への参画

子ども 110 番の家、子ども 110 番の車、見守り隊、防犯パトロールなど地域による自主防犯活動への男女の参画を支援します。

(総務課、社会教育課)

⑤ 環境保全活動への参画

環境保全活動への男女の参画を支援し、地域における環境意識の啓発に努めます。

(住民環境課)

⑥ 地域おこし、まちづくり活動への支援

地域おこし、まちづくり活動への男女の参画を促進するため、活動グループへの支援を推進するとともに、協働イベントの開催などにより地域の活性化を図ります。

(企画財政課、産業振興課、社会教育課)

(2) 国際理解と国際協力の推進

① 国際理解の推進

男女共同参画の視点から海外の情報を発信し、住民への国際理解の推進を図ります。

(企画財政課)

② 在日外国人への支援

在日外国人が地域で安心して生活できるよう生活、医療、防災などの生活情報を外国語で提供するとともに地域社会での交流を支援します。

(企画財政課)

基本目標：Ⅳ

男女の人権が尊重され、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

1. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやデートDV、児童、高齢者、障害者に対する虐待、配偶者等に対するDVなど、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。特に女性等に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など男女がおかれている立場に起因する実態もあり、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題となっています。

あらゆる暴力の防止・根絶に向けて、DV等についての理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等切れ目のない対策が必要です。

【具体的な施策】

(1) 男女の人権を守る啓発運動の推進

① 人権を守る啓発活動

広報紙やホームページで人権に関する情報や人権相談の窓口等について広く情報提供するとともに、「人権週間（毎年12月4日から12月10日）」の一環として実施している「人権啓発事業」を行い人権に関する意識を高めます。また、人権に関する各種講座やセミナーなど人権について考える機会を提供します。

（福祉課、社会教育課、総務課）

(2) 配偶者等からの暴力の予防と根絶

① 暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実

配偶者暴力防止法等関係法令及び相談窓口等について広報等あらゆる媒体を活用し周知を図ります。

（福祉課、住民環境課、高齢者支援課）

② 意識の啓発

あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、広く意識の啓発に努めます。

（企画財政課、福祉課、高齢者支援課）

③ 被害者保護体制の充実

県の配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携を図り、迅速かつ適切な対応に努めるとともに庁内体制の充実と資質の向上を図ります。

(福祉課、住民環境課、高齢者支援課)

2. 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

男性も女性も互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら相手に思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことができない前提となっています。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性があるなど男性とは異なる機能を有することから、男女が互いの性に関して正しい知識を持ち、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

なかでも妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができるような支援体制の充実に努めます。

【具体的な施策】

(1) 生涯を通じた女性の健康支援

① 健康づくり意識の啓発

生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康教室、健康相談、健康診査、訪問指導等、健康増進や生活習慣病予防のための各種保健事業を実施し、自分の健康は自分で守る意識づくりを促進します。

(国保・健康増進課)

② 生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯にわたる健康及び体力の保持・増進を図るため、時津町スポーツ協会などスポーツ関係団体と連携し、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

(社会教育課)

③ 子宮がん、乳がんの予防対策の実施

子宮がん、乳がんから女性を守るため、検診受診率の向上を図ります。

(国保・健康増進課)

(2) 妊娠・出産に関する健康支援

① 妊婦健康診査の充実

妊娠中の健康管理や異常の早期発見・早期治療を行うことにより、健やかな子どもを生ま育てることのできるよう妊婦健康診査を充実します。

(国保・健康増進課)

② 定期的な健康相談・保健指導の充実

子育て世代包括支援センターなどにおいて、保健師・母子保健指導員・栄養士が個別指導を行い、安定した妊娠生活を支援します。

(国保・健康増進課)

③ 妊婦訪問の充実

妊娠中から出産後にかけて、保健師、母子保健推進員などによる家庭訪問を実施し、育児環境の確認と適正な指導に努め、育児相談・支援の充実を図ります。

(国保・健康増進課)

3. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

ひとり親家庭の相対的貧困率は比較的高く、特に母子家庭で高いという特徴があります。また、性別による固定的な役割分担意識が解消されずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が確立されていない状況では、父子家庭の男性が地域で孤立しがちになるなど生活上困難な状況に陥りやすい現状もあり、母子家庭、父子家庭を問わず、子育てと生活の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないひとり親世帯への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保の推進及び経済的支援等、各種支援策の充実が必要です。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を排除し、高齢者を他の世代とともに社会を支える重要な一員として積極的にとらえる必要があります。

障害のある人の社会参画や雇用機会の確保については、依然厳しい状況にあります。障害のある人が地域において障害のない人と同じように生活し、あらゆる分野で社会参画ができるような体制づくりが必要です。

特に、高齢単身女性や障害のある女性が、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合には、適切な援助が必要です。

高齢者や障害のある人が社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、社会参画の機会の提供や整備を図ります。

【具体的な施策】

(1) ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

① ひとり親家庭に対する自立促進

県の融資貸付制度や就業支援制度などについて広報等を通じて広く周知するとともに、ひとり親家庭の生活安定と自立促進のための相談・支援を行います。

(福祉課)

② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への医療費の助成や児童扶養手当などひとり親家庭の生活安定と自立を支援します。

(福祉課)

(2) 高齢者や障害のある人への支援

① 高齢者の就労への支援

高齢者の持つ知識や能力を活用し、臨時的かつ短期的な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの活動を支援します。

(産業振興課)

② シニアクラブへの加入促進

高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、閉じこもり予防、健康増進に資するため、広報を通じたシニアクラブへの加入促進や活動の支援に努めます。

(高齢者支援課)

③ 高齢者の健康づくりの推進

高齢者の健康保持や介護予防に向けた、介護予防事業や地域の高齢者サロン活動を推進します。

(高齢者支援課)

④ 学習機会の提供と各種交流事業の推進

高齢者への学習機会の提供や三世代交流など世代間の相互理解を深める事業を支援し、高齢者の社会参画を促進します。

(社会教育課、高齢者支援課)

⑤ 道路等のバリアフリー化

高齢者や障害のある人の社会参画を促進するため、道路等のバリアフリー化を推進します。

(都市整備課)

4. 防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害では、様々な意思決定において女性の参画が確保されず、男性と女性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じていました。

本町において、近年は、幸いにして、長期間の避難を要するような大規模災害には見舞われていませんが、地球温暖化の進行による海水温の上昇に伴う台風大型化、線状降水帯の発生等による局地的な豪雨やこれに伴う土砂災害等の発生が危惧されます。

防災・減災、災害に強い社会の実現には、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、避難生活における女性の安全・安心の確保、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された災害対応が行われることが重要です。

災害からすべての人を守るために、避難所等における性暴力・DVの防止や、意思決定の場への女性の参画等、女性の視点を踏まえた被災者支援の推進に加え、災害対策に女性の視点を組み込むための体制の強化を図ります。

【具体的な施策】

(1) 防災における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った防災対策

災害時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等を十分に配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図ります。

(総務課)

② 避難所等における配慮

避難所や災害ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図ります。

(総務課)

③ 防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った防災施策の推進が求められているため、防災現場における女性の参画を促進します。

(総務課)

④ 被災時・震災後における心のケア

非常時においては、家事や育児等が女性に偏ったり、DVや性暴力等の被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケア等に取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や意識啓発等に継続して取り組みます。

(総務課、企画財政課)

第6章 計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、住民一人一人、各種団体、企業等あらゆる層の参画を推進し、支援することが必要です。また、住民による推進体制を整備し、情報公開等を行い、住民と行政が一体となった総合的な推進を図ることが大切です。

1 関係団体等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけでは困難であり、さまざまな分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の推進体制の確立

男女共同参画計画を総合的、計画的に推進するため、住民による推進体制を確立し、男女共同参画に関する諸施策が実効的に行われているかについて、進捗状況を年度ごとに調査し、課題の検討、計画の進行管理を行うものとします。

3 計画内容や進捗状況の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、男女共同参画計画の内容や進捗状況等の情報を公開し、広く住民に周知します。

併せて、これらに対する住民意見の聴取に努め、計画の推進や計画の見直し等に反映させていただきます。

4 国・県との連携

総合的かつ効果的に、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、国・県との連携を図ります。

時津町男女共同参画推進委員会委員名簿

団体名又は職名	氏名	備考
長崎県男女共同参画アドバイザー	太田尾 由紀	会長
長崎県男女共同参画推進員	朝 永 舞子	副会長
長崎西彼農業協同組合	黒 田 ちま子	
時津町女性団体連絡協議会	坂 本 恵美子	
西そのぎ商工会	堀 義 昭	
時津町PTA連合会	濱 口 彩 郁	
時津町役場	東 良 隆	
人権擁護委員	前 田 眞由美	
時津町自治公民館連絡協議会	吉 川 茂 美	
社会教育指導員	吉 田 有紀子	

(敬称略、会長・副会長以外は50音順)

策定経過

年 度	開催等年月	内 容	
令和2年度	令和2年12月	アンケート調査実施	
	令和3年3月	第3回男女共同参画推進委員会	アンケート調査結果分析
令和3年度	令和3年7月	第1回男女共同参画推進委員会	前計画進捗状況、次期計画概要、施策体系に係る協議
	令和3年11月	第2回男女共同参画推進委員会	計画(素案)、パブリックコメントの実施に係る協議
	令和3年12月	パブリックコメント実施	
	令和4年1月	第3回男女共同参画推進委員会	パブリックコメント結果報告、提言書内容に係る協議
	令和4年1月	第3次時津町男女共同参画計画策定に関する提言書提出	

時津町男女共同参画推進委員会設置条例

平成31年3月25日

条例第6号

(設置)

第1条 本町の男女共同参画社会形成促進を図るために広く意見を聴取し、男女共同参画社会形成の施策推進に資するため、時津町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 男女問題の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画計画への提言に関すること。
- (3) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 公募に応じた者
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会の目的達成のために必要な事項について調査、検討するため部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は委員の互選とする。

4 部会長は、部会の会議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

●●● 時津町男女共同参画に関するアンケート調査 ●●●

○調査の概要

●調査の目的

男女共同参画社会に関する住民の意識や実態を調査し、男女共同参画計画の見直しに向けた今後の施策の基礎資料とする。

●調査設計

調査対象者：時津町に在住の 20 歳以上の男女 2,000 名を無作為抽出
 発送・回収方法：郵送にて発送、郵送またはインターネットによる回収
 調査方法：自記式調査法
 調査期間：令和 2 年 12 月（12 月 9 日発送・回答期限 12 月 25 日）
 回収状況：回収率 38.15%（回収件数 763 件）

●調査項目

- ・問 1：男女共同参画社会の認知度
- ・問 2：性別・年齢・婚姻状況・職業・家族構成
- ・問 3：関連用語認知度
- ・問 4：家庭・職業・学校・政治・地域社会の分野における男女平等感
- ・問 5～問 9，問 11：職業・政治・子育て・教育・介護に対する考え方
- ・問 10：家庭での家事・育児・介護のかかわり方の実態
- ・問 12：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
- ・問 13：男女の人権に対する意識や実態
- ・問 14：意見

●配布・回収状況

（単位：人、%）

		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	合計
男性	対象者数	113	133	185	167	174	165	937
	回答者数	21	26	38	49	68	78	280
	回収率	18.58	19.55	20.54	29.34	39.08	47.27	29.88
女性	対象者数	128	146	204	145	218	222	1,063
	回答者数	37	71	92	56	112	109	477
	回収率	28.91	48.63	45.10	38.62	51.38	49.10	44.87
合計	対象者数	241	279	389	312	392	387	2,000
	回答者数	58	97	130	105	180	187	757
	回収率	24.07	34.77	33.42	33.65	45.92	48.32	37.85

※性別及び年齢不明：6 人

(2) 職場では

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1) 男性の方が非常に優遇されている | 2) どちらかと言えば男性の方が優遇されている |
| 3) 平等 | 4) どちらかと言えば女性の方が優遇されている |
| 5) 女性の方が非常に優遇されている | 6) わからない |

(3) 学校教育の場では

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1) 男性の方が非常に優遇されている | 2) どちらかと言えば男性の方が優遇されている |
| 3) 平等 | 4) どちらかと言えば女性の方が優遇されている |
| 5) 女性の方が非常に優遇されている | 6) わからない |

(4) 政治の場では

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1) 男性の方が非常に優遇されている | 2) どちらかと言えば男性の方が優遇されている |
| 3) 平等 | 4) どちらかと言えば女性の方が優遇されている |
| 5) 女性の方が非常に優遇されている | 6) わからない |

(5) 地域社会では

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1) 男性の方が非常に優遇されている | 2) どちらかと言えば男性の方が優遇されている |
| 3) 平等 | 4) どちらかと言えば女性の方が優遇されている |
| 5) 女性の方が非常に優遇されている | 6) わからない |

問5. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1) 反対 | 2) どちらかと言えば反対 |
| 3) どちらとも言えない | 4) どちらかと言えば賛成 |
| 5) 賛成 | 6) わからない |

問6. 女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。

- 1) 結婚や育児に関係なく仕事をもちつづけるべきである
- 2) 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 3) 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 4) その他 ()

問7. 女性が職業を持ち続けるうえで、妨げになっていることは何だと思いますか。

- 1) 賃金、昇進に男女の格差がある
- 2) 女性は補助的な仕事しかさせてもらえない
- 3) 育児・介護のための社会の制度やサービス、施設等が不十分である
- 4) 家事・育児・介護への家族の協力が不十分である
- 5) その他 ()

問8. あなたは、女性が政治の場や各組織の役職につき、女性の考えをもっと反映させる方がよいと思いますか。

- | | |
|--------------|------------|
| 1) そう思う | 2) そうは思わない |
| 3) どちらとも言えない | 4) わからない |

問9. 子どもの育て方や教育についておたずねします。

(1) あなたは、男女の区別なく家事を身につけさせる必要があると思いますか。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) おおいに必要 | 2) ある程度必要 |
| 3) あまり必要でない | 4) 全く必要でない |
| 5) わからない | |

(2) あなたは、家庭でのしつけについて、男女の区別が必要だと思いますか。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) おおいに必要 | 2) ある程度必要 |
| 3) あまり必要でない | 4) 全く必要でない |
| 5) わからない | |

(3) あなたは、高校や大学受験・その他の進路について、男女の区別が必要だと思いますか。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) おおいに必要 | 2) ある程度必要 |
| 3) あまり必要でない | 4) 全く必要でない |
| 5) わからない | |

問10. あなたの家庭では、次にあげる家庭内の仕事は、主にどなたがしていますか。

(1) 家 事

- | | |
|----------|--------------|
| 1) 夫 | 2) どちらかと言えば夫 |
| 3) 夫婦が平等 | 4) どちらかと言えば妻 |
| 5) 妻 | 6) その他 () |

(2) 育 児

- | | |
|----------|--------------|
| 1) 夫 | 2) どちらかと言えば夫 |
| 3) 夫婦が平等 | 4) どちらかと言えば妻 |
| 5) 妻 | 6) その他 () |

(3) 介 護

- | | |
|----------|--------------|
| 1) 夫 | 2) どちらかと言えば夫 |
| 3) 夫婦が平等 | 4) どちらかと言えば妻 |
| 5) 妻 | 6) その他 () |

問11. 介護に対する意識についておたずねします。

(1) 現在、家庭で女性が主に介護を担っている状況をどう思いますか。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1) やむを得ない | 2) 男性・女性共に介護すべき |
| 3) その他 () | |

(2) もし、自分が介護を受ける※立場になったとき、どこで介護をしてもらいたいですか。

- | |
|-----------------------------|
| 1) 家庭（在宅）で介護をしてもらいたい |
| 2) 老人ホームなどの施設に入って介護をしてもらいたい |
| 3) その他 () |

(3) 前問(2)で1を選んだ方におたずねします。

主にどなたに介護をしてほしいと思いますか。

- 1) 配偶者(パートナー) 2) 男性の親族(息子、娘の夫、父など)
3) 女性の親族(娘、息子の妻、母など) 4) その他()

※「介護を受ける」とは

家族など、ほかの人から身の回りの世話をしてもらうことです。

問 12. ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)についておたずねします。

(1) ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。

- 1) 内容を知っている 2) 言葉は聞いたことがある
3) 知らない

(2) 生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」について、あなたが最も望ましいと思う生き方はどれですか。

- 1) 「仕事」を優先したい 2) 「家庭生活」を優先したい
3) 「地域・個人生活」を優先したい
4) 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」すべてを優先したい
5) その他()

※ワーク・ライフ・バランスとは

働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることです。

仕事と家庭生活、地域生活との調和(バランス)がとれて、誰もがいきいきと生活する状態です。

問 13. 男女の人権に対する意識や実態についておたずねします。

(1) セクシャル・ハラスメント※という言葉を知っていますか。

- 1) 内容を知っている
2) 言葉は聞いたことがある
3) 知らない

(2) あなたは、セクシャル・ハラスメントを受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。

- 1) セクシャル・ハラスメントを受けたことがある
2) セクシャル・ハラスメントを身近で見聞きしたことがある
3) セクシャル・ハラスメントをマスコミ等で聞いたことがある
4) ない

(3) ドメスティック・バイオレンス(DV)※という言葉を知っていますか。

- 1) 内容を知っている
2) 言葉は聞いたことがある
3) 知らない

(4) あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。

- 1) ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがある
- 2) ドメスティック・バイオレンス（DV）を身近で見聞きしたことがある
- 3) ドメスティック・バイオレンス（DV）をマスコミ等で聞いたことがある
- 4) ない

※セクシャル・ハラスメントとは

相手の意に反した性的な性質の言動により、相手に不快感もしくは不利益を与え、または、相手の生活環境を害することをいいます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者、恋人その他親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力をいいます。

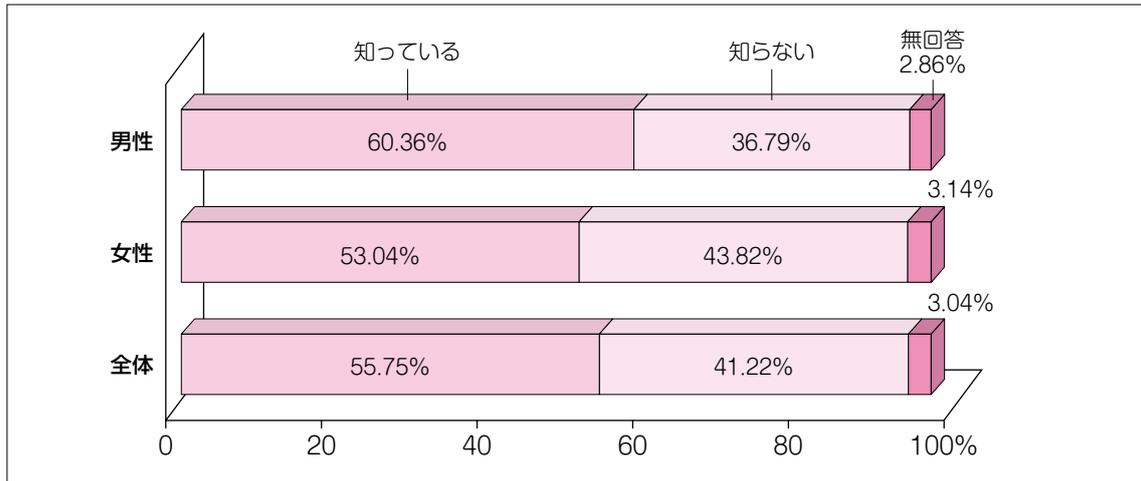
問 14. 男女共同参画社会について、あなたはどのように思いますか。

ご意見をお聞かせください。

※端数等の関係上、合計が100%にならない箇所があります。

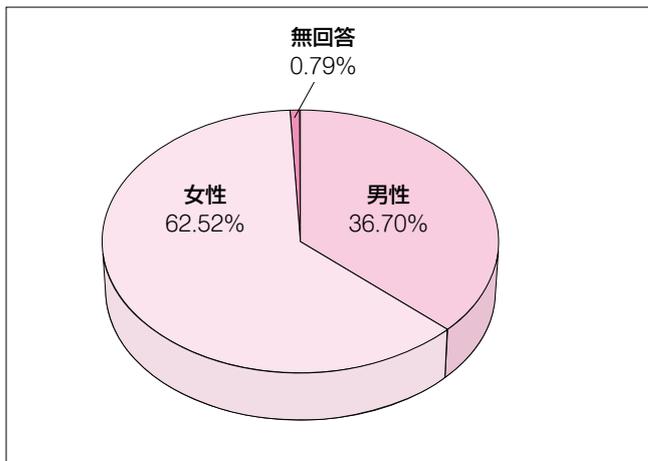
○調査結果

問1. あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか。

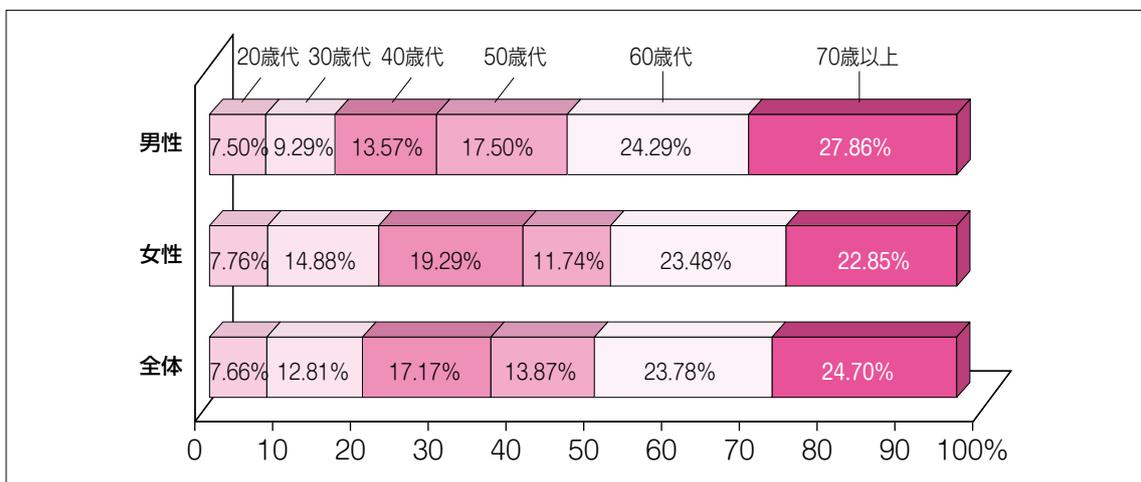


問2. あなた自身についておたずねします。

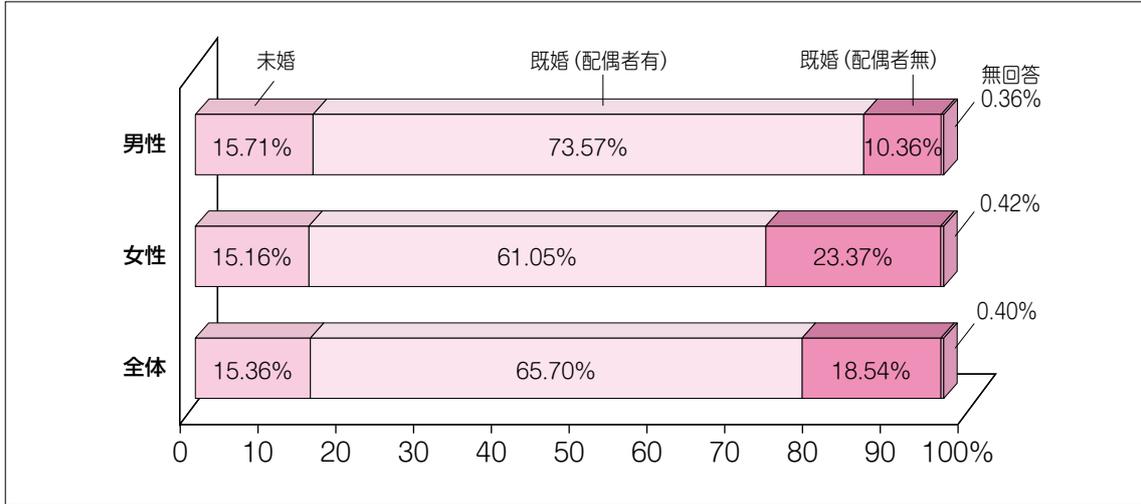
性別



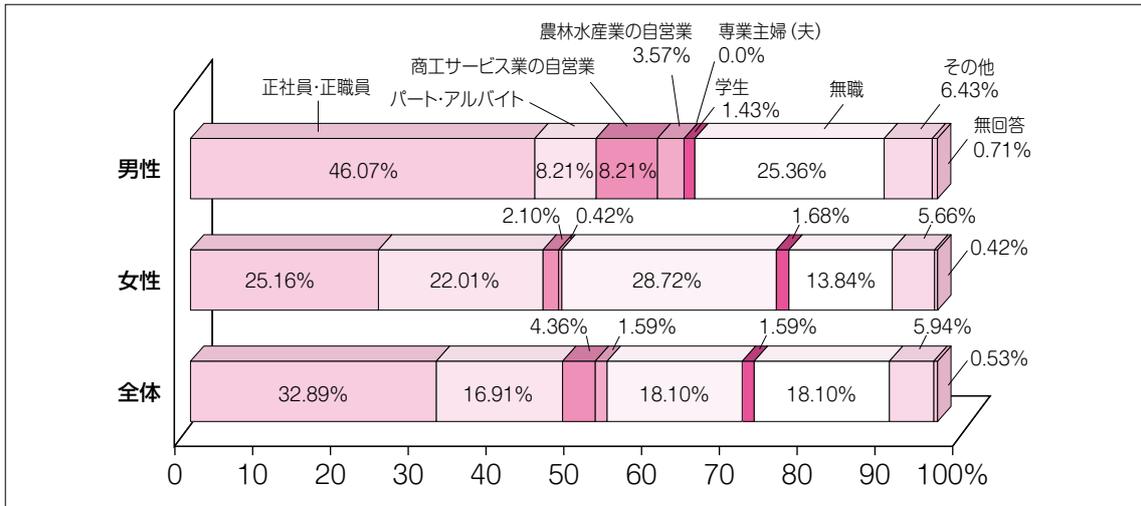
年齢



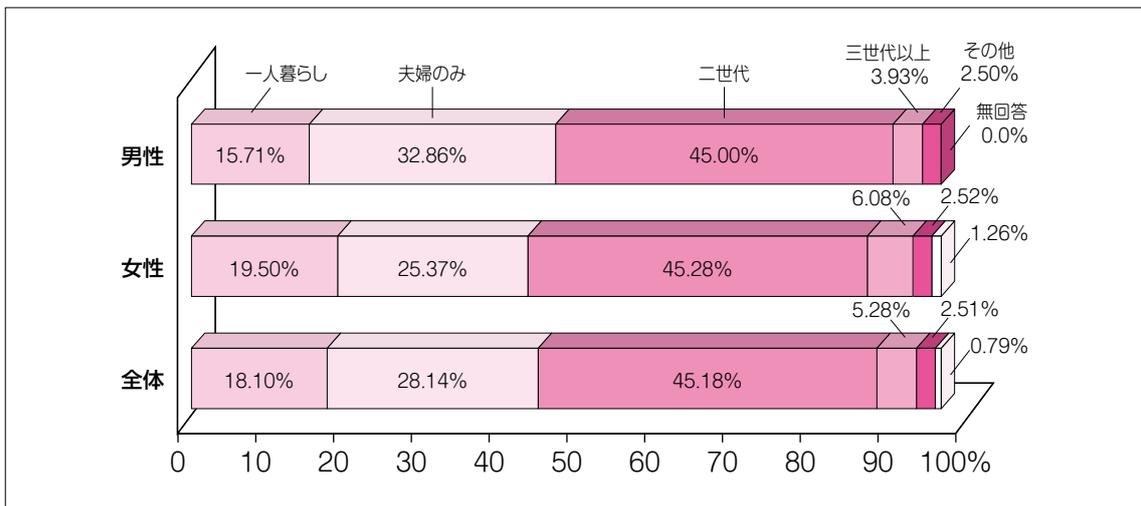
未婚・既婚



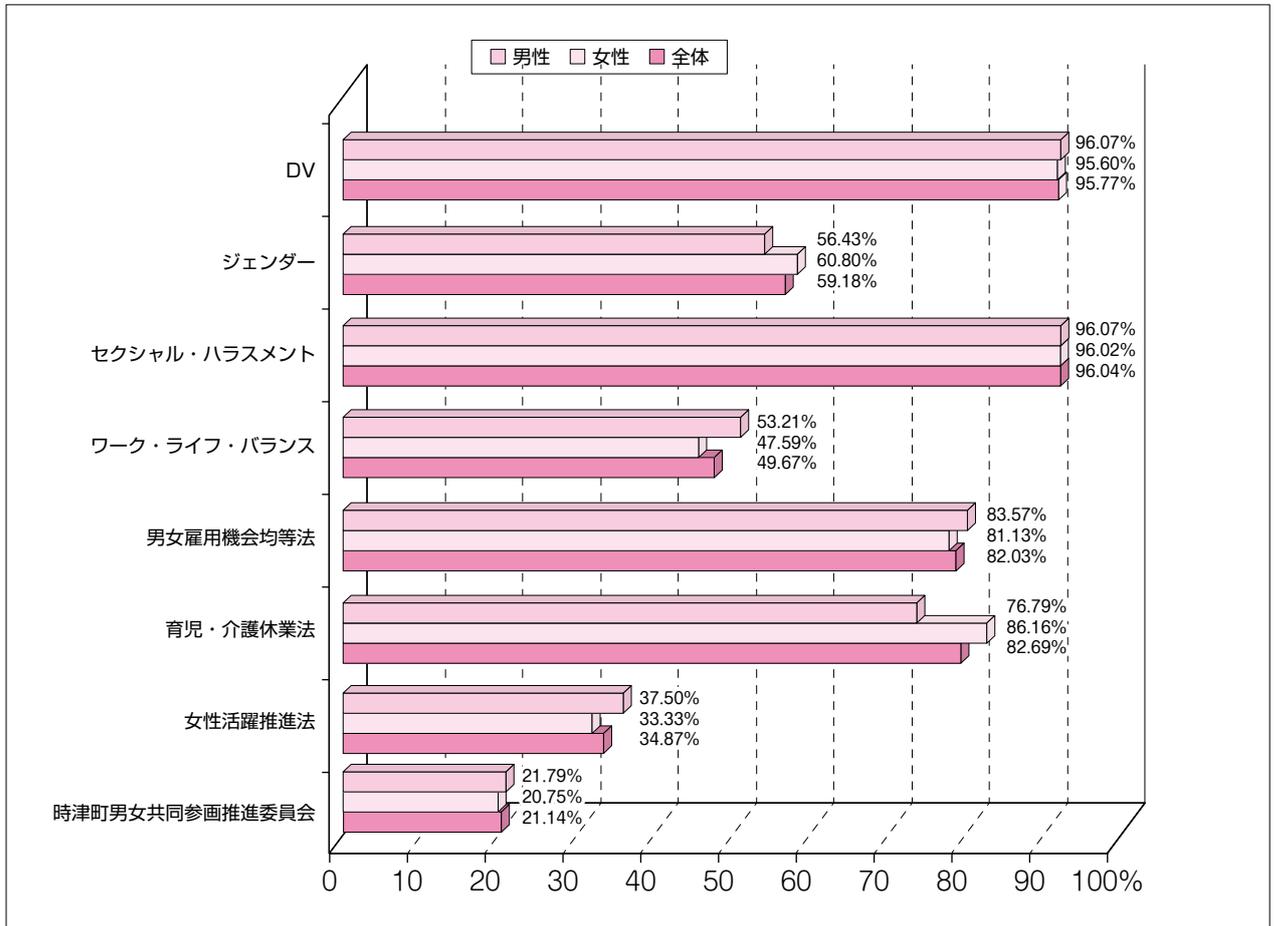
職業



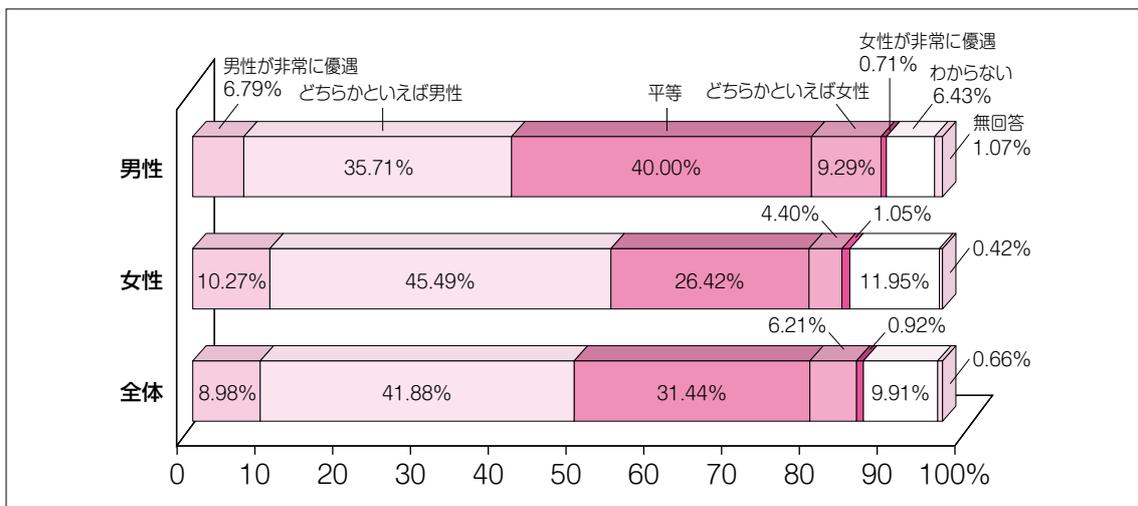
家族構成



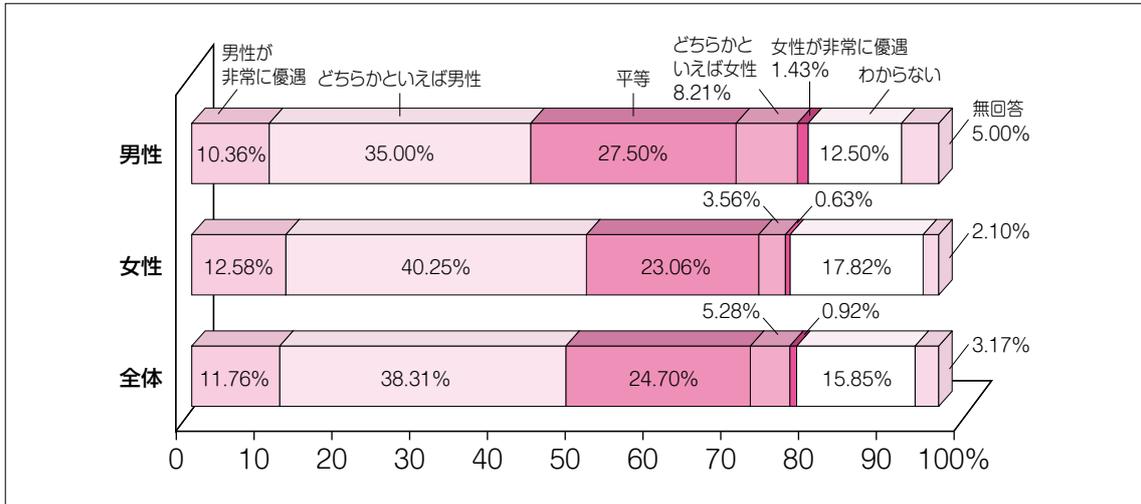
問3. あなたは、次の言葉で聞いたことがあるものすべてに○をつけてください。



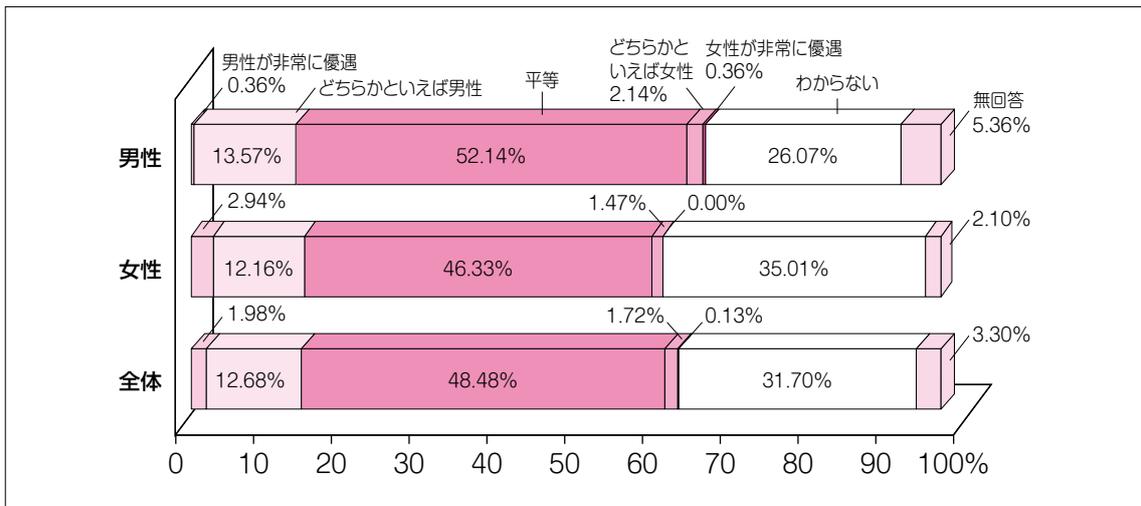
問4. 男女の平等感についておたずねします。(1)から(5)それぞれの分野についてどう思いますか。
(1) 家庭生活



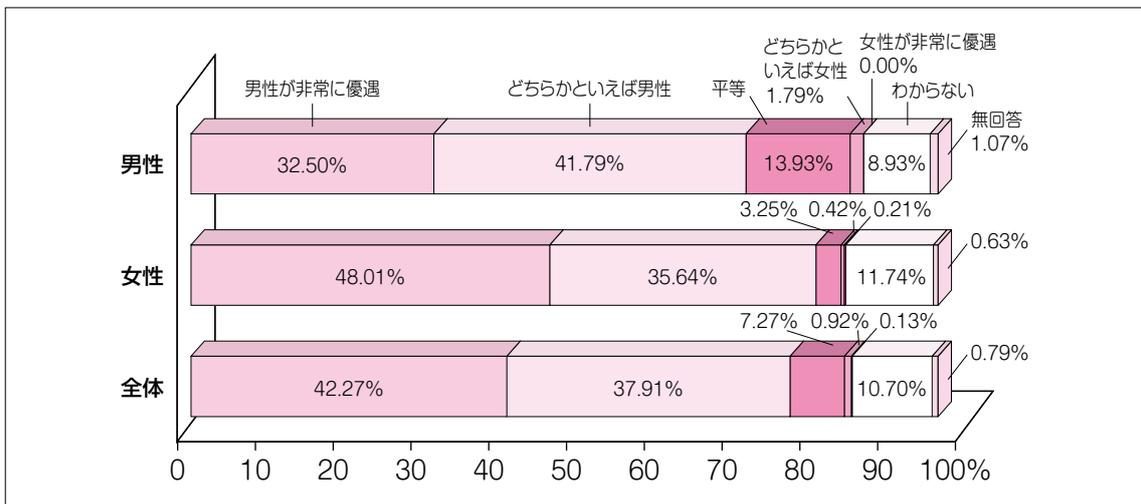
(2) 職 場



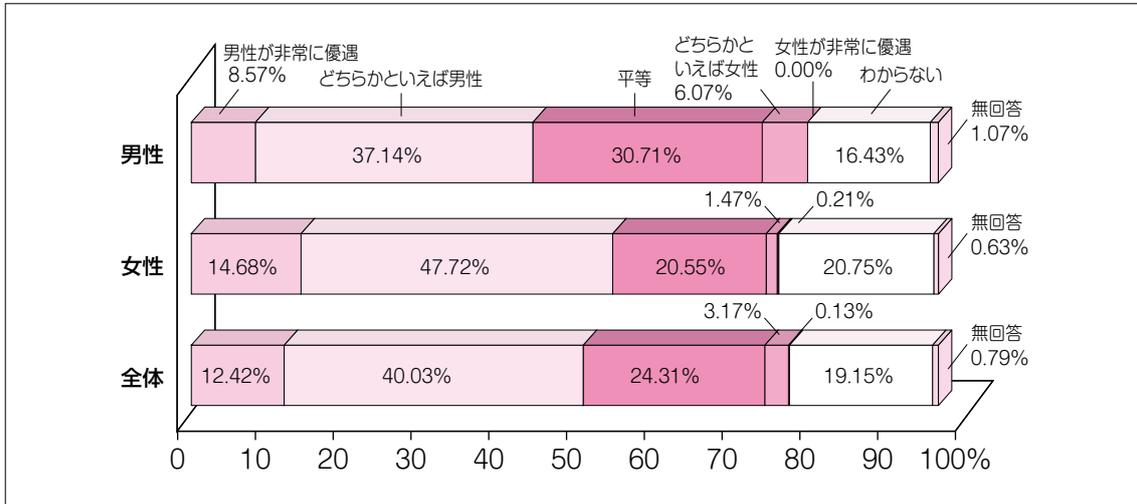
(3) 学校教育



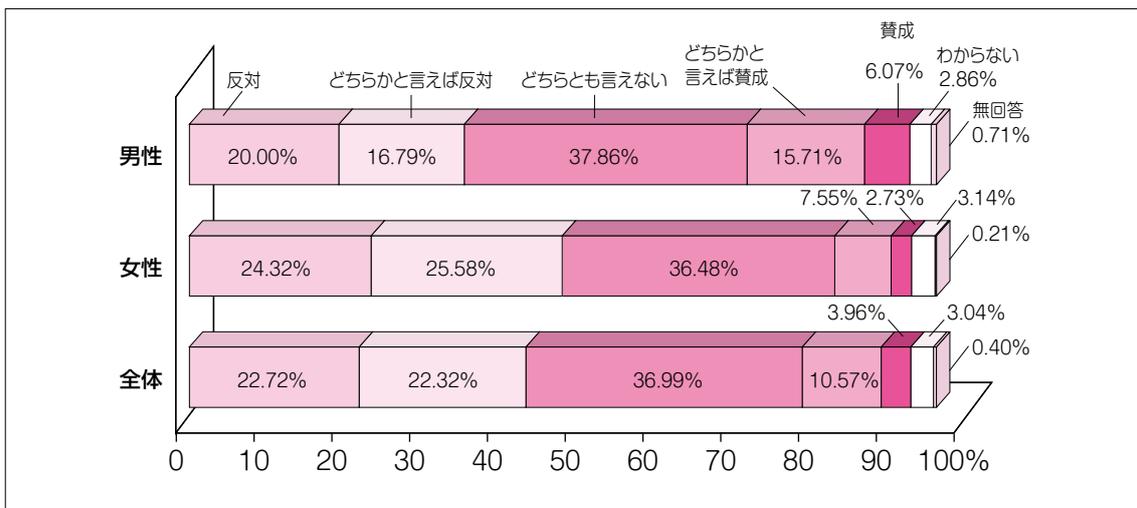
(4) 政治の場



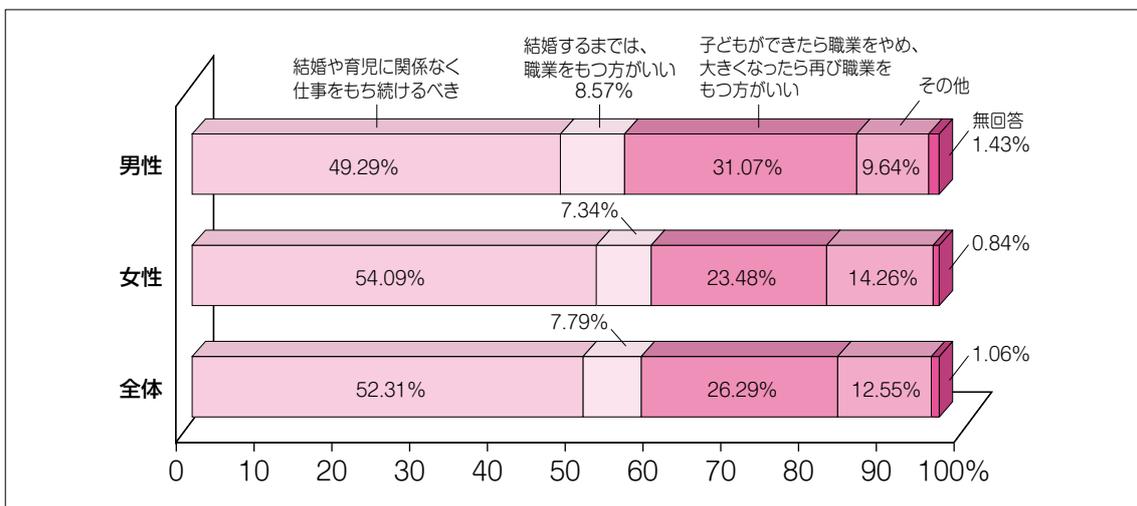
(5) 地域社会



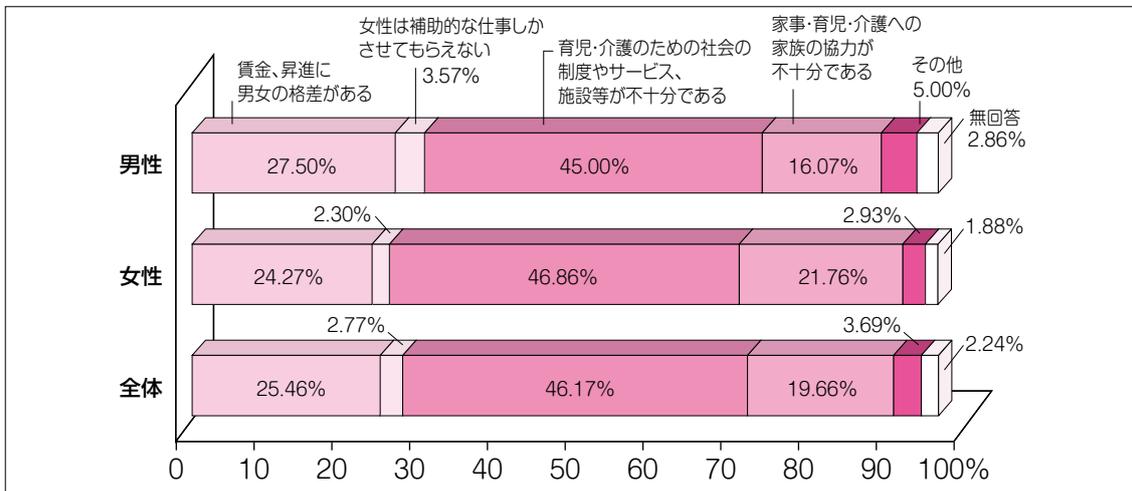
問5. 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。



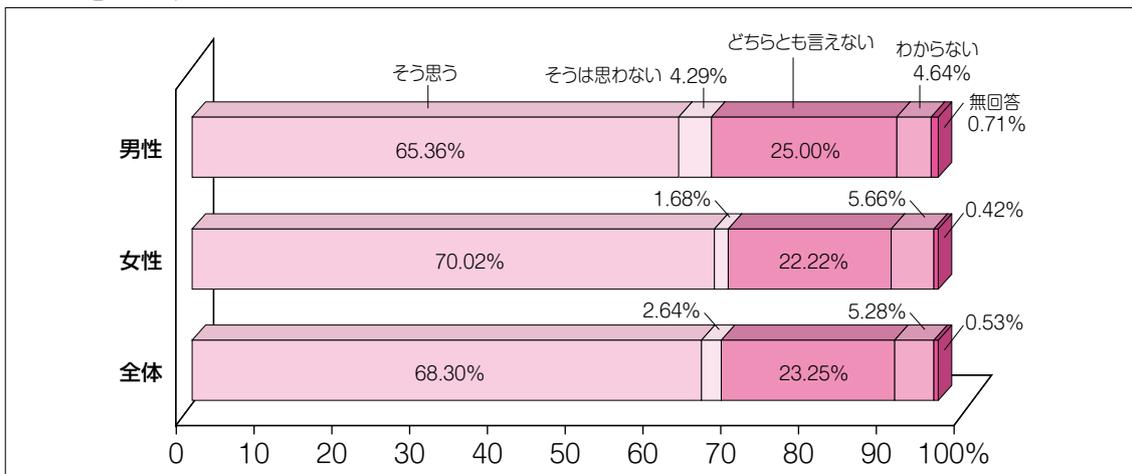
問6. 女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。



問7. 女性が職業をもち続けるうえで、妨げになっていることは何だと思いませんか。

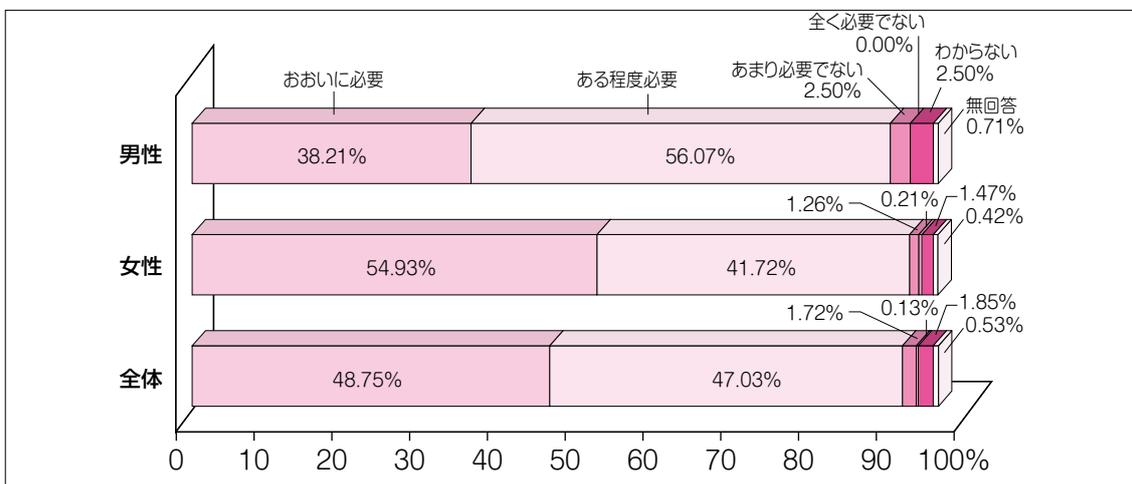


問8. あなたは、女性が政治の場や各組織の役職につき、女性の考えをもっと反映させる方がよいと思いませんか。

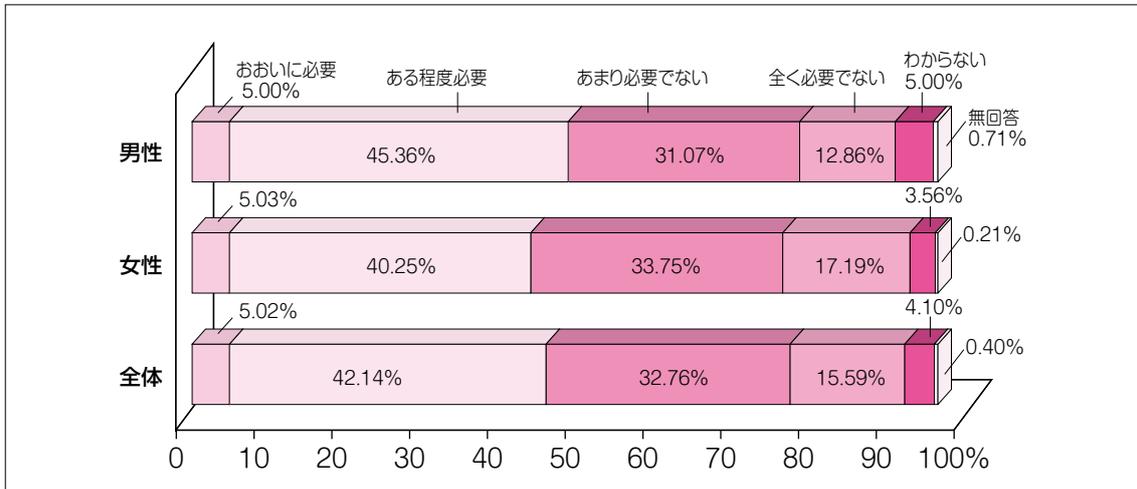


問9. 子どもの育て方や教育についておたずねします。

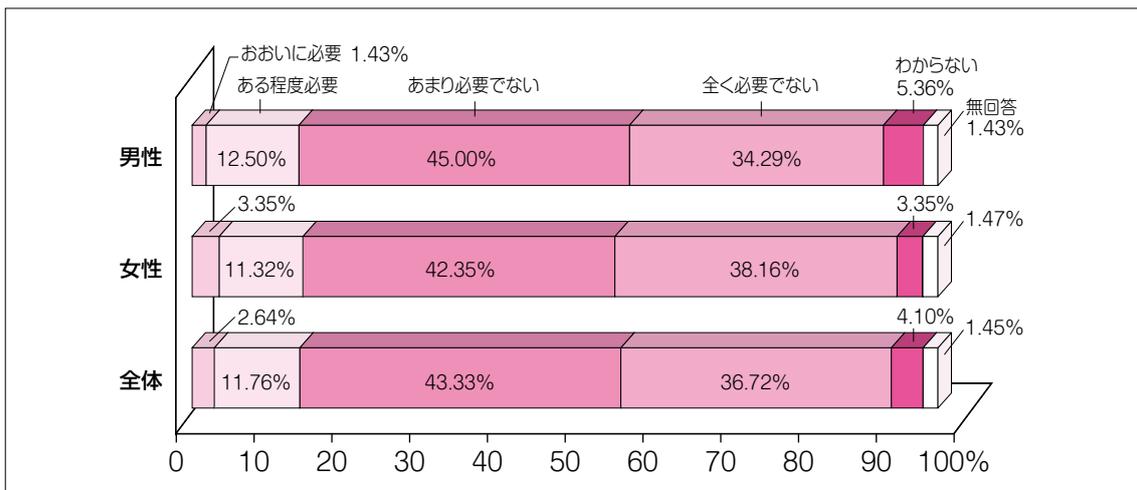
(1) 男女の区別なく家事を身に付けさせることの必要性について



(2) 家庭のしつけに関する男女の区別の必要性について

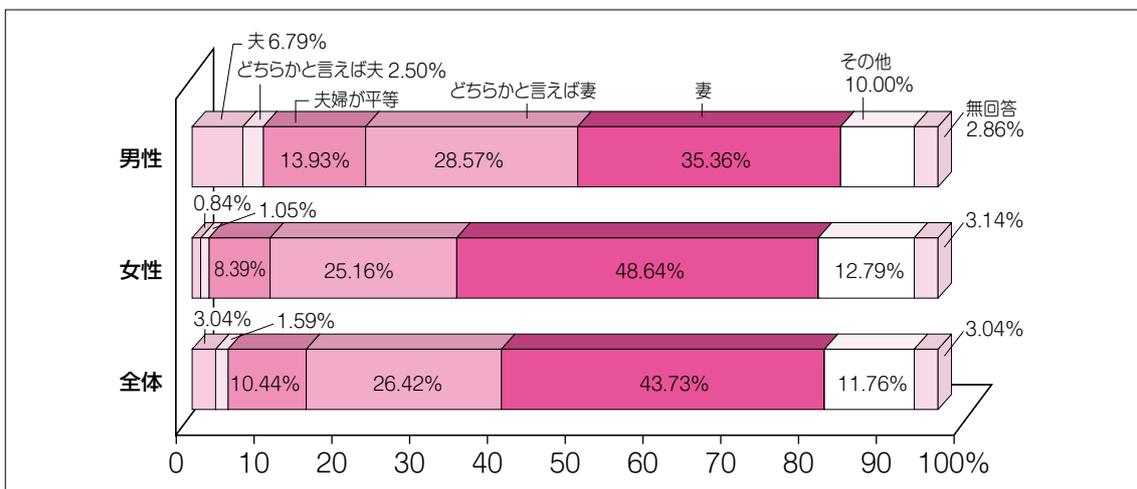


(3) 高校や大学受験・その他の進路に関する男女の区別の必要性について

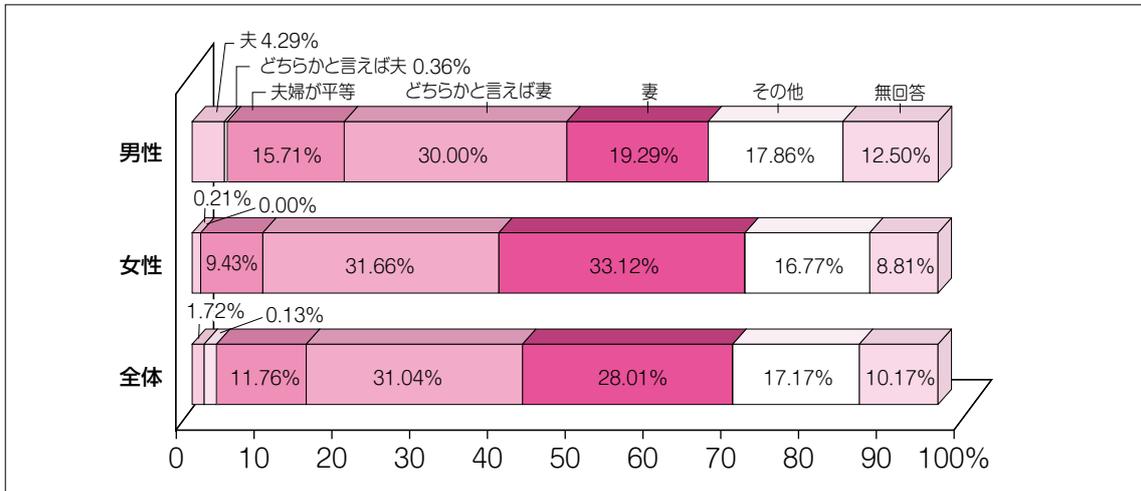


問 10. あなたの家庭では、次にあげる家庭内の仕事は、主にどなたがなさっていますか。

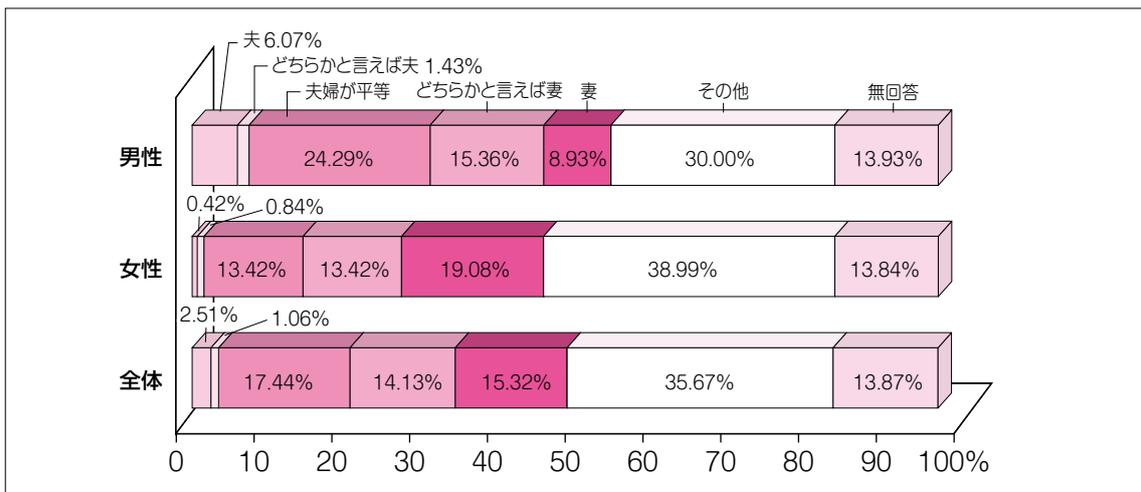
(1) 家事



(2) 育児

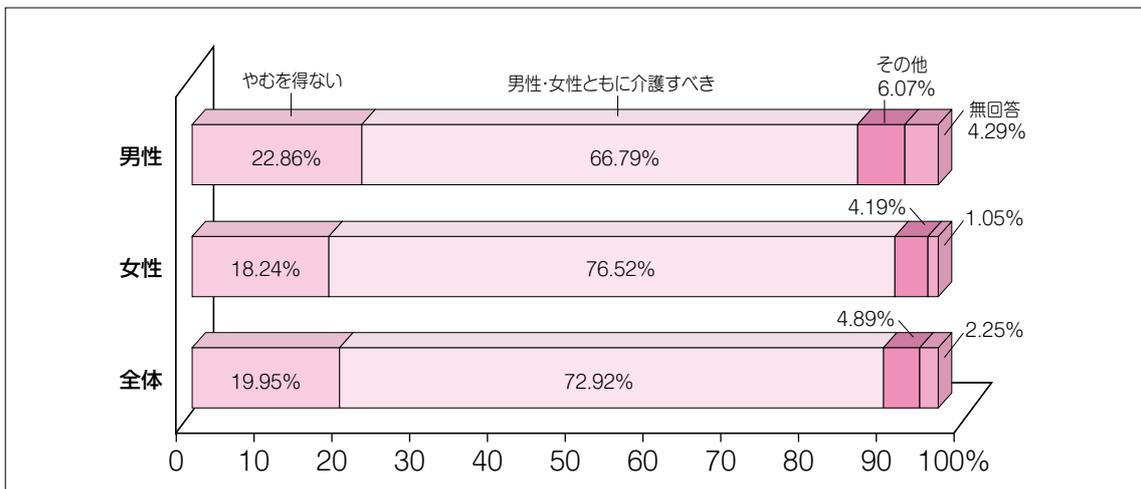


(3) 介護

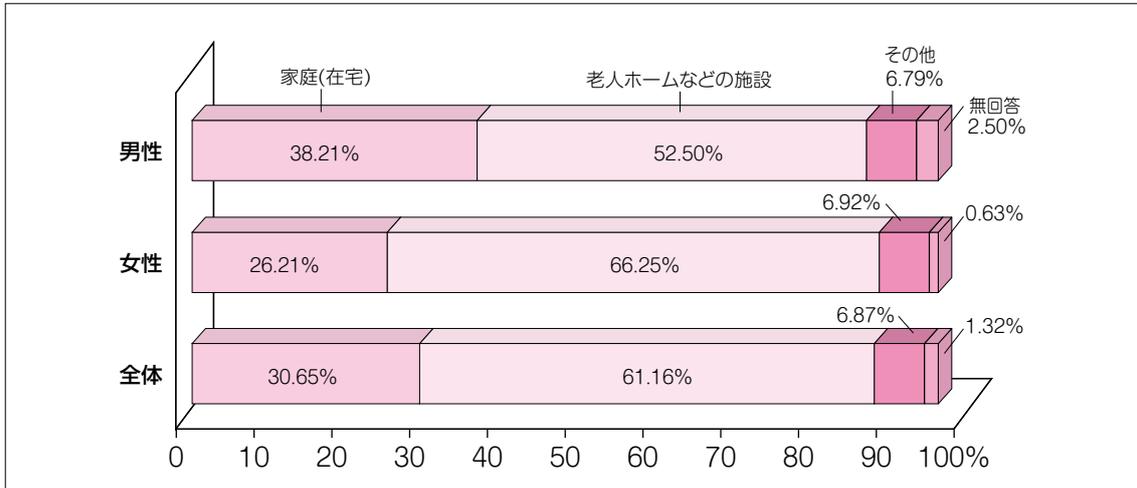


問 11. 介護に対する意識についておたずねします。

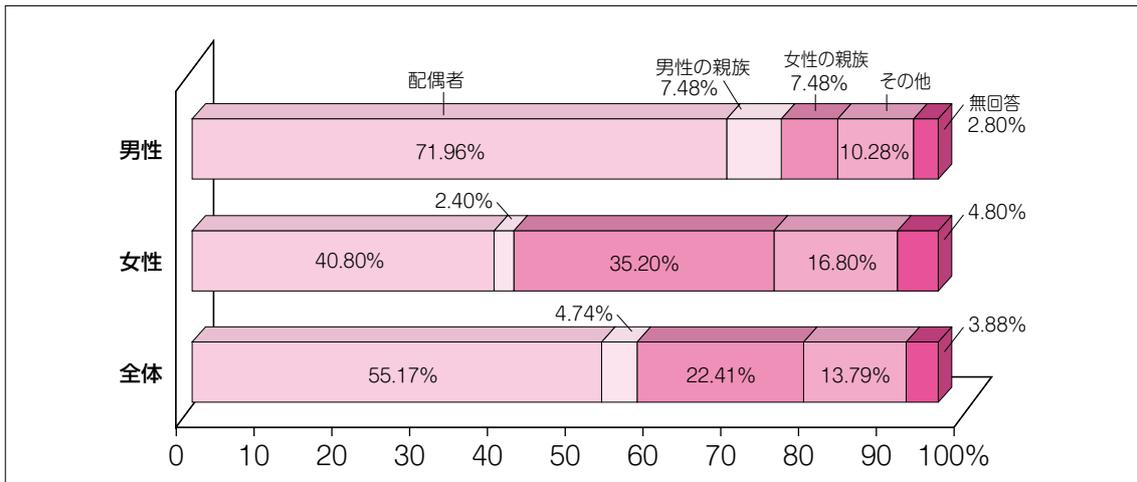
(1) 現在、家庭で女性が主に介護を担っている状況をどう思いますか。



(2) 介護を受ける立場になったとき、どこで介護してもらいたいかについて

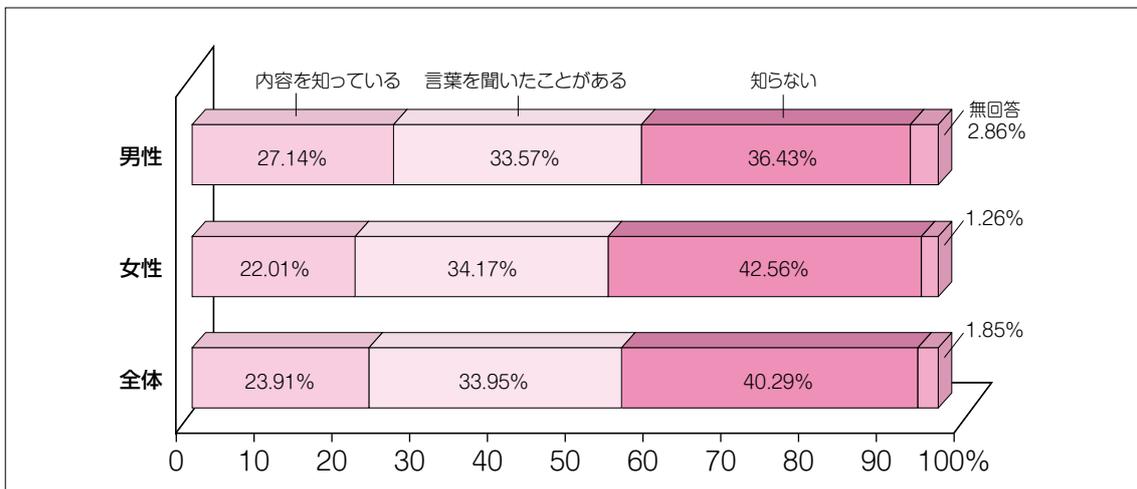


(3) 介護してほしい相手について

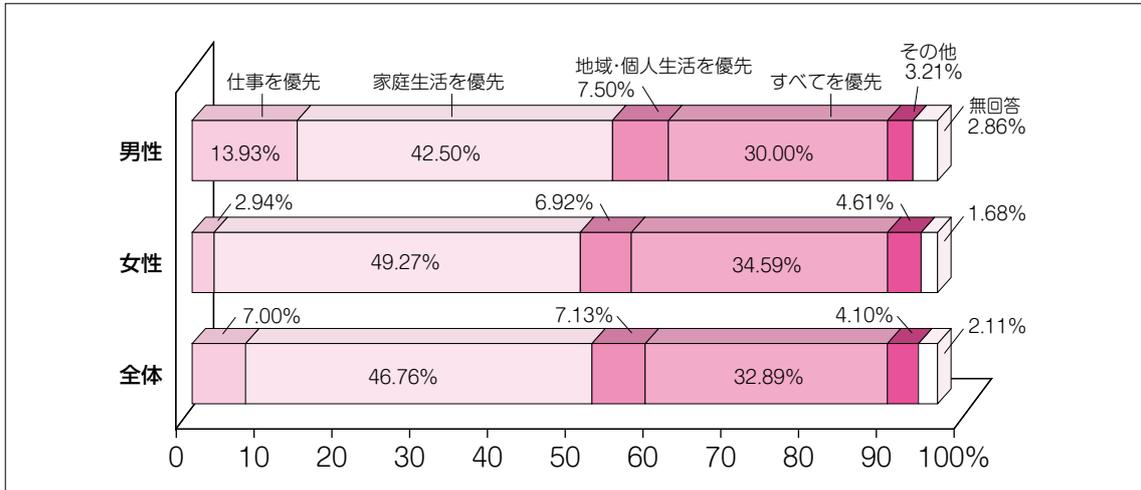


問 12. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についておたずねします。

(1) ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。

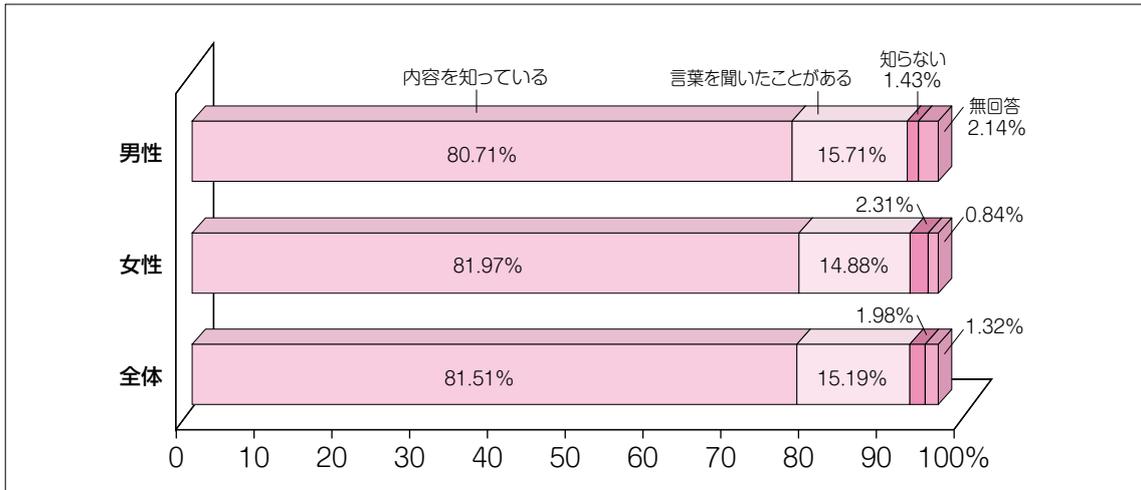


(2) 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」について、最も望ましい生き方は

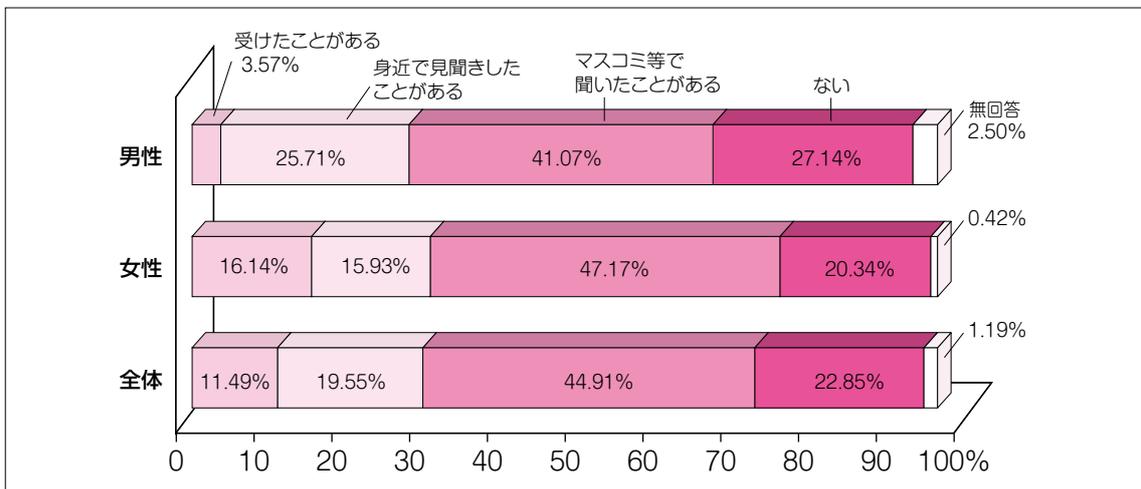


問 13. 男女の人権に対する意識や実態についておたずねします。

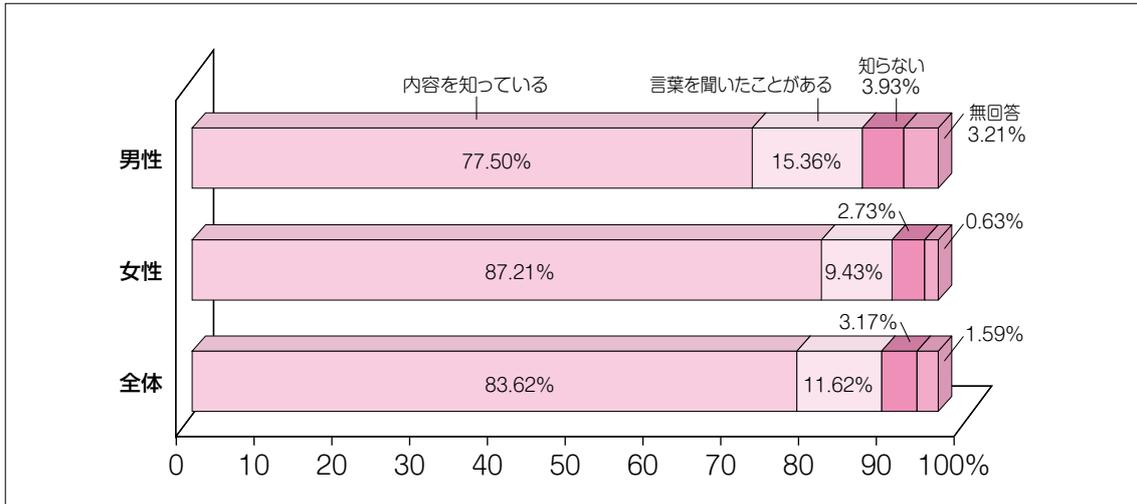
(1) セクシャル・ハラスメントという言葉を知っていますか。



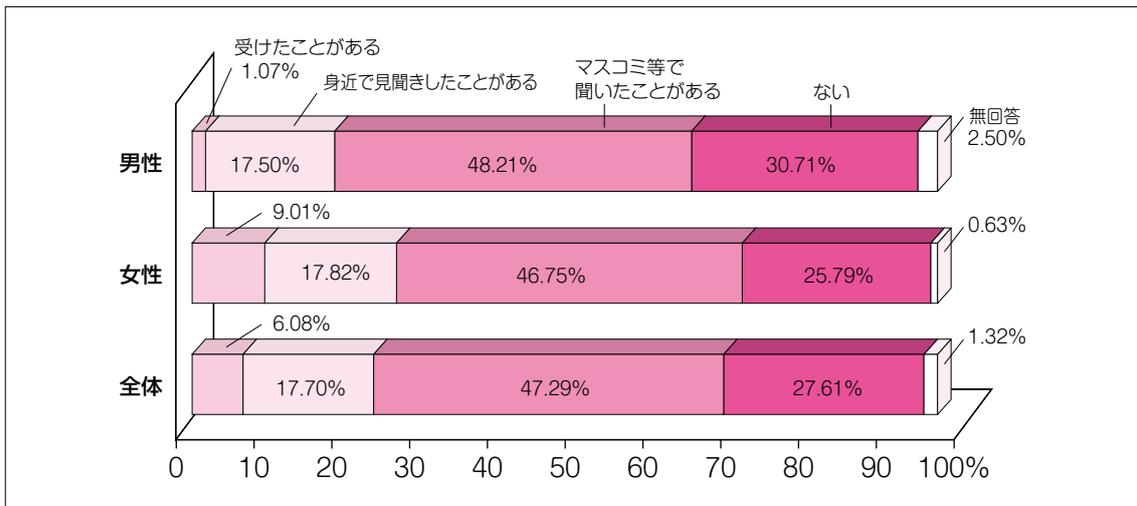
(2) セクシャル・ハラスメントを受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。



(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉を知っていますか。



(4) ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。



男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共

同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる
分野における活動に参画する機会が確保され、もっ
て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的
利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う
べき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男
女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供
することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対
して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参
画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること
にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会
における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家

族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本

的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」と

いう。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年と

資料編

する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 交付の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第六十号）抄
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条－第五条）

第三章 被害者の保護（第六条－第九条の二）

第四章 保護命令（第十条－第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条－第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際
社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響
を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二におい
て「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配
偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者
が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっ
ては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体
に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した
と同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含
め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大
臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項にお
いて「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の
防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な
方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項におい
て「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す
る基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため
の施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ

うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった

者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)

又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き

受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と

同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者

からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条の二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対して

は、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命

令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十に条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定が

あり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させ

資料編

るための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条

の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 （平成十三年四月十三日法律第三十一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十に条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年六月二日法律第六十四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申し立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後

に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申し立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十五年法律第七十二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄
（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

目 次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条-第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条-第二十九条)

第五章 雑則(第三十条-第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条-第三十九条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生

活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次

項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更し

た場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業

務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第

百四十一号) 第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を

命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両

立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議

会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑 則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定に

よる公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰 則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第

五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほ

か、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げ

る規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

● 用語説明 ●

※ 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※ 2 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受ける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

※ 3 性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識をいう。「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的考え方により男性・女性の役割を決めている例である。

※ 4 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが無意識のうちに持っている「ものの見方や捉え方の歪みや偏り」のことで、過去の経験や見聞きしたことなどに影響を受けて、自然に培われていくため、それ自体に良し悪しはありません。

※ 5 デートDV（DVについては、※ 2 参照）

交際相手からの暴力。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間に起こる暴力や支配的な行動をデートDVと呼んでいる。デートDVはDV防止法の対象とならない。

※ 6 6次産業

農水産物の生産（1次）、食品加工・製造（2次）、流通・販売、さらに観光（3次）を組み合わせ、多角的または他業種との連携による経営によって、付加価値の高い商品づくり、新たな農漁業ビジネスを創出する取組。

※ 7 家族経営協定

農業などの家族従事者が意欲と生きがいを持って働ける状況を作り出すための経営計画や生活設計を立てるため、役割分担や就業条件などについて家族みんなで話し合い、文書により取り決めるもの。

※ 8 育児・介護休業法

育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的として制定された。

※ 9 事業主行動計画（企業を一般事業主、国・地方公共団体を特定事業主という。）

（次世代育成支援対策推進法に基づくもの）

事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画。従業員100人を超える事業所は計画の策定が義務づけられている。

（女性活躍推進法に基づくもの）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ計画。従業員300人を超える事業所は、計画策定、届出、周知、公表が義務づけられている。

※ 10 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等業務を円滑に実施するために策定する計画。待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画。計画期間は5年を1期とする。

※ 11 病児保育事業

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

※ 12 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

※ 13 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業。

※ 14 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

※ 15 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね 10 歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。

※ 16 お遊び教室

育児不安や発達面に何らかの問題を抱えている親子に対して、専門家による講話や臨床心理士による指導助言などを行う教室。

※ 17 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置される。

※ 18 親育ち講座（NP 講座）

親が持つ子育ての力を強めることによって、子どもが健康に育っていくようにと考えられた講座。

0 歳から 5 歳までの子どもをもつ親を対象に、それぞれが抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学ぶ。

※ 19 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。

※ 20 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害すること。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得る。

※ 21 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為のこと。

※ 22 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

※ 23 NPO

非営利組織のこと。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し利益を分配することを目的としない団体の総称。

第3次時津町男女共同参画計画

～ 男女に学び^{とも} ともに築こう 参画社会 ～

— 発行 —

令和4年3月

時津町 企画財政課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

TEL 095-882-3916

H P <https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>

